

報 告 書

麒麟福祉財団、損保ジャパン記念財団、ヤマト福祉財団 助成事業
栃木障がいフォーラム(TDF)設立記念

JDF 地域フォーラム in うつのみや

～ 障害者権利条約の批准に向けた地域の連携を！～

平成 22 年 7 月 31 日 13:00～16:50

とちぎ福祉プラザ 福祉研修室



主 催 日本障害フォーラム、栃木障がいフォーラム

プログラム

- 13:00 **開会** 【1 ページ】
- TDF 代表挨拶 村上 八郎
- JDF 代表挨拶 小川 榮一(JDF 代表)
- 来賓挨拶 参議院議員 谷 博之 様
- 来賓紹介 キリン福祉財団 常務理事・事務局長 山形 伸次 様
- 損保ジャパン記念財団 理事・事務局長 岡林 秀樹 様
- ヤマト福祉財団 飯塚 美穂子 様
- 13:15 **基調報告** 森 祐司(JDF 政策委員長) 【5 ページ】
- 「障害者権利条約」批准に向けて
- 13:45 **基調講演** 藤井 克徳(JDF 幹事会議長) 【13 ページ】
- 障害者権利条約をベースに始動した政策づくりの新潮流
- 14:50 (休憩)
- 15:05 **パネルディスカッション** 【26 ページ】
- 障害者権利条約と障がい者制度改革でどう変える、地域からの発信
- パネリスト(五十音順)
- 小池 秀明(栃木県精神障害者援護会「やしお会」副会長)
- 玉木 朝子(栃木県難病団体連絡協議会会長)
- 宮下 陽子(栃木県自閉症協会会長)
- 麦倉 仁巳(栃木県身体障害者福祉会連合会副会長)
- コメンテーター
- 藤井 克徳(JDF 幹事会議長)
- 森祐 祐司(JDF 政策委員長)
- コーディネーター
- 鈴木 勇二(TDF 事務局長、日本てんかん協会栃木県支部事務局長)
- 16:50 閉会

開会

司会

私は TDF 事務局長の鈴木です。別の司会者を予定していたのですが、お子さんが退院するという急遽交代しました。障がい者団体の活動ではドタキャンは付き物でございますので、お許し願いたいと思います。始まる前にお手元の資料をご確認いただきます。『地域フォーラム in うつのみや』と太い字で書いてある表紙のものと、森祐司さんの基調報告、藤井克徳さんのレジュメ、パネルディスカッションの資料があります。あとは第一次意見書と、障害総合福祉法の論点、黄色い表紙と福祉新聞社の 2 種類の冊子です。黄色い表紙の冊子に黒柳徹子さんについては、私の所属する団体の 2 年前の講演で、「あなた達は自分の障がいには熱心だけれども、そのエネルギーを少し隣の障がいに向けて」と言われたのが、いまだに印象に残っています。それが栃木障がいフォーラム TDF の精神だと思えます。

開会にあたりまして、TDF 代表村上からご挨拶を申し上げます。

村上（栃木障がいフォーラム（TDF）代表、栃木県車椅子の会会長）



皆さんこんにちは。午前を引き続きまして、午後は JDF の地域フォーラムということで、開催させていただきたいと思えます。この地域フォーラムは、全国各地で 9 回行われておりまして、JDF 地域フォーラムを機会に、午前中設立いたしましたような地域の連携組織のが形成されていますが、栃木は JDF 地域フォーラムの前に「栃木障がいフォーラム」を結成いたしました。準備期間が短く、会場が取れなくて狭いところになってしまいました。だいぶ暑いという声もいただいております。エアコンが一番強くしてあるのですが、なかなか出入りが激しかったものですから冷えません。たぶん落ち着いてくると適切な気温になってくるかと思えますので、少々我慢してください。それから、狭くてもしかすると立ち見の人が出る可能性もございます。誠に申し訳ございませんが、席を詰めてお聞き願いたいと思えます。

今日は JDF の中でも、政府の障がい者制度改革推進会議のメンバーの方々に来ていただいて、今協議されております制度改革の推進状況、それから今後の動きについて、ご意見をいただけるものと思っています。それから第 2 部といたしまして、栃木県内のいろいろな障がい者団体から、今抱えている問題や要望などをお聞きしまして、問題点の集約を図り、また討議する時間も少し取ってございますので、会場の皆さんからもご意見をいただきながら、進めていこうと考えておりますので、しばらくの間、ご静聴願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

司会

続きまして日本障害フォーラム JDF の代表であります、小川榮一のほうからご挨拶申しあ

げます。小川さんは栃木県出身だというのが、皆さんご存知だと思います。よろしくお願いします。

小川（日本障害フォーラム（JDF）代表、障がい者制度改革推進会議議長）

ご紹介を賜りました JDF の代表でございます。日本代表という立場でございますので、今日の政権交代によりまして、たいへん私は重責を担っております。障害者の権利条約、虐待防止法、もろもろの我々のための法律の要望事項ということで、日本の国では初めて、障がい者団体が 24 人の改革推進会議の構成員に多数参加している中で、議長という大役を務めさせていただいているわけですが、縦割りの政治のあり方が、横断的というような状態で、皆さんの声が、政権に伝わるよう



な状態、障害フォーラムも我々障がい者にとって、もろもろの問題を抱えております。ですから、それらの課題解決における障がい者制度改革推進会議の役割ということについては、私は大きな責任を感じているところでございます。

本日は午前中、栃木障がいフォーラムが結成できまして、午後、中央からも講師をお呼びし、私も皆さんに親しくこまごまと申しあげる立場でございますが、今後のこのフォーラムが、より皆さんに理解される団体に成長することを期待しておりますし、我々ばかりでなくて、地域の方々にご理解を頂戴できる、啓蒙も大切であると思います。

今日は、本県選出の谷先生もご来会を頂戴いたしておりますので、皆さんの声を直に聞いていただけるチャンスだと、こういうふうに考えております。よろしくお願いを申しあげまして、開会のご挨拶にさせていただきます。

司会

それではご来賓の方からご挨拶をいただきたいと思います。地元の参議院議員の谷博之様、よろしくお願いいたします。

谷（参議院議員）

（拍手）皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました、栃木県から参議院に出ております谷博之でございます。今日は、このすばらしい結成総会と地域フォーラムが、多くの関係する団体、そして役員の皆さんのご参加で、このように盛大に開かれましたことを心からお祝いを申しあげたいと思います。また今 JDF の小川会長、そして今日は JDF からまさに要役のお立場でご活躍をいただいております森さんや藤井さんもお見えになっておられます。月 2、3 回の障がい者制度改革推進会議、それから総合福祉部会というものが開かれておりますが、その



要役の方々がこの宇都宮にお越しいただいたということで、もちろん小川会長は地元でございますが、本当に最前線の動きを皆様方にお伝えすることができるのではないかなと思います。実は私もその動きをできる限り傍聴させていただいておまして、そもそも障がい者のこれからの法律や制度については、当事者、障がい者自らが議論をして自らが決めていくという、国連の障害者の権利条約の精神に基づいて、今その作業が具体的に進んでいるわけがありますけれども、そういう中での具体的な課題やあるいは問題点も、今日は皆さん方の前で、ご説明をいただけるのではないかと、このように期待をいたしております。

さて、限られた時間ですが、1～2点、具体的な話をさせていただきたいと思います。これからこの会議のあるいは今後の私たち、政府や与党の障がい者政策の進め方ということでありますが、1つはご案内のとおり、もう5年以上経っておりますが、議員立法としての障害者基本法、これは抜本的に変えなければいけません。これを何としても、来年の通常国会でこれを果たしていきたい。つまり、障がい者の定義、あるいはその範囲のこと、そして、本当に障害者権利条約にふさわしい基本法をつくっていくために、これは議員立法ではなくて、できる限り内閣がこの改正法案を出せるようにしていければということで、水面下で議論をいたしております。

それからもう1つは、その次の年、平成24年の通常国会すなわち常会で、この障害者自立支援法に代わる総合福祉法を、国会に提出して成立を図っていきたい。その中身を今、制度改革推進会議で、基本法の改正等も含めて、議論をさせていただいているということでございまして、我々はその議論の結論をしっかりと踏まえながら、財政的な裏付けも含めて、障がい者の政策を本当に当事者の声を反映した内容にしていくために、今努力をさせていただいているところであります。そして具体的な施行は平成25年8月を予定しておまして、そういうところに今、進んでいるということ、大きくご理解いただければと思っております。それからもう1点、直近の話でございますけれども、ご案内のとおり、これはボタンのかけ違いがございまして、前国会で障害者自立支援法の改正法案というものが国会に出て、これは国会議員先行の動きだったということで、私たちもおおいに反省しております。いずれにしても、そこにも盛られておりますけれども、来年度の予算に、どういう形でこれをより一歩前進させた中身をつくっていくのかということが、実は今問われておまして、昨日も、長妻厚生労働大臣や、2人の副大臣、2人の政務官と1時間半ほど、夕方から夜にかけて、この問題についても議論をいたしてまいりました。大枠では、例えば地域で生活をする皆さん方の地域支援、移動の問題や、あるいはグループホーム等に対する財政支援のこと、家賃の補助等ですね、こういうものの上乗せをすることとか、また、さまざまな医療の問題についても、特に精神の医療については、できる限り、自立支援法からより踏み込んだ財政支援ができないだろうかと、こんなことも含めて、いろいろ議論をさせていただいております。あくまで、障がい者施策に限らず、すべての施策そうですけれども、一番のネックは財務省なのです。財務省のその固い金庫を鍵で開けなければいけません。そのためにはこれは厚生

労働省もがんばらなくてはいいませんが、我々政治家が、大所高所からきちんとした方向を出していかないと、なかなかその鍵が開かないということもございませぬ。こんなことも含めて、当面、来年の4月からの予算なり制度の、一步でも前進のための反映できるような予算づくり、これはすべて制度改革推進会議等でも議論をしていただくこととなります。しかし、その議論を待っておりますと、若干時間的なタイムラグも出てまいりますので、そういうことにならないように、今から最大限の努力をしていきたいと、このように考えているところであります。

限られた時間ですので、多くを申しあげませぬけれども、いずれにしても、虐待防止のこともそうです、あるいはまた公的ないろいろな事業を担っていく、新しい公共としてのいわゆるハート購入法の成立とか、そういうことについては、我々は、どなたもやはり、これは基本的には異論のないところだと思います。そして中身の問題等も含めて、これからより詰めていって、秋の臨時国会に、少しでもそういうふうな形、国会というのは政党間で今ねじれておりますけれども、しかし基本は、当事者の皆さんや関係者の皆さん方が望んでいるものについては、これはどういう党であっても同じ考え方で進むことができるというふうに思っております。従って、私は今、与党の民主党の障がい者政策の責任者をやっておりますけれども、それは党派を超えて形をつくるためには、皆で努力をしていかなければいけないと思います。そのときに1番大きな力を発揮するのが、今日お集まりの皆さん方のその力だというふうに思っております。

私たちは、そういう意味で、今日のこの栃木県で新しく生まれた組織 TDF がまさに中核の組織としてがんばっていけるように、心から期待をさせていただきますし、私も栃木県の選出の議員として、今まで以上に皆さん方との連携を深めさせていただいて、その声が反映できるような努力を最後までさせていただくことを、お約束をさせていただきますして、栃木から、新たな動きを発信すると、そして栃木から新たな動きを補佐すると、こういう強い決意で、皆さん方とがんばることを約束いたしまして、一言、お祝いのご挨拶にさせていただきますたいと思います。今日はおめでとうございます。よろしく願いいたします。（拍手）

司会

ありがとうございました。資料の表紙にございますように、この事業はキリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、ヤマト福祉財団の助成事業ということになっております。私たちにいくらエネルギーがあってもやはり、資金的なバックがないとなかなかがんばれません。そのところをこの御三方の財団からご支援いただきましたことを感謝申し上げます。今日、各財団のほうからお見えになっておりますので、ご紹介申し上げます。公益財団法人キリン福祉財団常務理事・事務局長の山形伸次様です（拍手）。続きまして、財団法人損保ジャパン記念財団理事・事務局長の岡林秀樹様です（拍手）。続きまして、財団法人ヤマト福祉財団事務局員の飯塚美穂子様です（拍手）。

基調報告

司会

この後の時間を十分取りたいので、さっそく次へ移らせていただきます。お手元の資料の表紙の裏に次第がございますが、基調報告を JDF の政策委員長であります、森祐司さんからお願いしたいと思います。



森 (JDF 政策委員長)

(拍手)ただ今ご紹介にあずかりました JDF 政策委員長の森でございます。私は日身連の常務理事と事務局長を兼ねており、小川会長のもとで働かせていただく者でございますので、よろしくお願いいたします。今日の私の役割は、障害者の権利条約についての基調報告ということになっております。

まず、権利条約がいかに大切かということ、私なりにお話したいと思います。ご案内のとおり、日本の障害者行政は昭和 24 年の身体障害者福祉法から出発しております。それぞれいろいろありますが、身体障害者福祉法ができた経過というもの、実はヘレン・ケラーが日本に 2 度目に来て、当時の GHQ を動かしていただいて、まず身体障害者福祉法ができたということで、日本の戦後の新障害者行政が出発したと私は理解しております。その次に大きな波があったのは、パラリンピックだと思っております。パラリンピックで、昭和 39 年でございますが、外国からいろいろな人が見えられました。それで日本からも参加したわけでございますが、競技にならなかったです。それはなぜかと言いますと、ほとんどの日本の障がい者の方々は、病院に入院しているか施設に入っている人たちだけだったわけです。それで、これは障がい者あるいは団体もそうでございますが、行政もこのままでいいのかと、というような形で障害者行政がものすごく進みました。40 年代の半ばになってきますと、施

設オンリーだった問題が在宅にも手を出し、それと同時に重度の身体障がい者にも目を向けてきたわけです。それで、障がい者が外に出て、大変な運動をやったわけです。仙台の方ではまちづくり運動の一環として、車いすの人たちが集まったり、東京では、私は実は東京都の役人をやっていたのですけれども、ちょうど私が障がい関係の企画課長を仰せつかったときに、テントを張られました。都庁の正面に1年9カ月張られました。我々も、大変いろいろなことを学ばせていただいたわけですが、そこから東京都の障害者行政が相当進んだ記憶があります。今の国の施策の原点は、おそらく東京都の施策だったと私は思っています。そして次に来たのが、国際障害者年です。これで措置だとか何かというのではなくて、対等な問題、ノーマライゼーションという問題が進んできたわけです。

それで次に来たのが、この権利条約なのです。この権利条約の波をうまく利用しない手は絶対ないと私は思って、日身連をはじめ JDF といたしましても、この線をどんどん進めようと思っておりました。そこでもう1つ波が来ました。それは今日、谷先生がいらっしゃるとおり、新政権が生まれたわけです。その第1号が障がい者制度改革推進本部です。それと推進会議と、こういうものが設置されたわけです。ついこの間、第一次意見をまとめまして、小川会長が議長でございますけれども、議長とここにいらっしゃっております議長代理の藤井さんと2人で総理大臣にお会いして、文書を渡しました。これが実際できるかどうか、先ほど谷先生がおっしゃいましたけれども、一番のキーは予算です。この予算ができなければ、これいくら会議やったって何したって、ほとんど無になると思います。ですから今、先生からお話があったとおり、先生も必死だと思っております。我々もそれを応援しなくては行けないと、こう思っております。



そしてその波をうまく利用して、これを成功させなくては行けないというようなことで、障害者の権利条約の全国各地での批准推進活動です。それと地方では条例づくりに進もうではないかと、JDF では考えておりました。それと同時に今度は、予算に反映するためにも、いわゆる推進会議が何をやっているか、どこへ向かっているかというようなことを踏まえまして、地域フォーラムをやるんじゃないかということで、そのためにはこの立ち上がった各都道府県の方を中心にして、当面10カ所くらいを回ろうかと。この辺は藤井さんから、お話があると思いますけれども、そういう大きな波に今置かれている。それで今、栃木にできてきた。そういうような重要な条例づくりと同時に重要な時期に来ているというところでございます。

そこで基本的な条約のさわりをご説明申し上げたいと思います。レジユメを皆さんにお渡ししておりますので、レジユメを見ながらお聞きいただきたいと思います。初めに、権利条約

が採択された国際的な背景というものを書いてみました。言うまでもございませんが、1980年代から現在に至る 30 年間は、障がい者の人権保障に関する問題が、国際的な視点から問いかけられた時代であったと思います。先ほどノーマライゼーションという話がありましたが、国際障害者年から始まり、国連障害者 10 年、それにアジア太平洋 10 年。この間に、障がい者の人権意識と、一方において障がい者の権利侵害というようなことが世界的に深刻になってきました。国際障害者年の中で、障がい者は、治療や保護の客体ではなく、尊厳を持って自律的に人生を築いていく人権の主体であり、障がい者の平等な社会参加を妨げるバリアフリーを除去すべきである。これが 1 つの権利条約のキーです。差別禁止法はもちろんこの中に基本的に入っているわけですが、一番大事なことは、今までの施策というのは、治療だとか、あるいは保護をする客体として障がい者を捉えていた。しかしそうではなく、障がい者が普通の人と同じように、当たり前のように生きる、形式的なものではなくて自主的に生きる、生きられるということの権利という主体にする条文を置き換えてみませんか。これは権利基本法のおそらくキーになると思います。いかにその権利の主体というのは自主的に保障されるか。そういう規定にしなければ意味がないと。それにより初めて、差別とは何なののだということが出てくるわけです。今までは差別というのは、そんなにも考えておりませんでしたけれども、基本的に、障がい者そのものの捉え方が変わってくるのです。これはあとで出てくるかもしれませんが、第一次意見書にも入っています。いわゆる障がい者というのは、機能障がいだけの話ではなくて、障がい機能があると同時に、社会との接点、環境ですね、そういう点からの発想が必要だということです。例えば、車いすの人が来て、段差があると乗れないのは、機能障がいがあるというだけではなくて、段差を取ってやればよいのです。社会構造が疎外している、差別しているのだというような点が出てきた。これが 1 つのキーになってできていると思います。

権利条約批准までの期間については、私なりに第 2 番目として、国際的な障がいの権利の保障の歩みということで出しています。1948 年、49 年、そして 71 年、75 年、81 年、82 年と一応出してみました。また、先ほどちょっとお話しましたが、3 番目には障害者権利条約ができた経緯というものを、ここに並べてみました。それと同時に、権利条約の発効に至るまでの日本の主な経緯というのを、次のページに述べています。国連を中心とした動きは、第 1 回の国連アドホック委員会、これは特別委員会なのですが、これが開かれたのが平成 14 年の 7 月 29 日で、これから出発し、8 回ありました。日本障害フォーラムは、延べ 200 名が参加しています。また、JDF の代表として現推進会議の担当室長の東さんが、政府顧問として参画して、だいぶ働いていただきました。良い悪いは別ですけれども、今回の政権もそうですけれども、基本はこの障害者権利条約、この精神をいかに日本の法的な障がい者の基礎づくりとしてできるか、これがキーなのです。そのために偏ったかもしれませんが、24 名の推進会議のメンバーに多くの JDF の人達が入っています。8 回あった国連の特別委員会にも行ってやってきました。それで、我々の意見もだいぶ入っています。そういう大き

な核としてまとまってきたところが、国からも評価されたのではないかなと思います。それだけ我々は大変重荷を背負っておるということでございまして、日夜、我々の仲間としては話し合っているところでございます。そして、いろいろと経過があった後で、平成 22 年 7 月 12 日現在 88 カ国が批准をしているという報告を受けております。

あとで出てくるかもしれませんが、日本も一昨年ですか、3 月ごろ、新政権になる前です。批准をしようではないかという動きがあったのです。そのためには外務省と内閣府がいろいろ相談をしたのかもしれませんが、我々に相談なくやってきまして、基本法の 1 つの要素である、差別の問題。差別に合理的配慮を入れますという条文を変更すると、いわゆる基本法の変更です。それとモニタリングを、中央障害者推進会議に持たせるというような安易な形で、いわゆる基本法の改正を含めて、障がい者に相談なく出してきたわけです。日身連や障害者フォーラムとしてその話をキャッチし、フォーラムの中で相談して、こんな安易なことで権利条約を結ばれたら困ると反対しました。大変な反対がありました。具体的にいつてよいかかわからないのですけれども、先程紹介がありましたとおり、私は、日本障害フォーラムの政策委員長をやっておりまして、私のところにも幹部からいろいろ相談がありました。それで幹事会議長をやっておられる藤井さんと私は相談しながら、会長とも相談して、これはどんなことがあっても呑めない。相手は日身連の事務局長兼常務理事という気持ちで来たのですが、私はこの問題については、日身連の事務局長を通り越して、JDF の政策委員長であると、だれが来ようと無理なものは無理で、障害フォーラムはまとまりません。なぜなら、条約は 8 回も皆自分たちのお金でニューヨークまで行って聞いてつくってもらったものです。それと同時に、先程お話ししたとおり、最後の波になる、この波を使わなくてはいけないというので、絶対反対ということで、我々は反対してきました。

そこにちょうど、良い悪いは別にいたしまして、新政権ができたということで、まさに、我々が考えていたような、皆が団結してやろうじゃないかと。それで政府も抜本的なことをやりたいという形で、推進本部そして推進会議という形で進んできているわけでございます。我々は、この大きな波をうまく利用していかなくてはいけない。やはりこれは、我々の団体だけでは本当は駄目で、一般国民をいかに確保するか。そういうようなことになってきますと、やはりメディアの力も借りなくてはいけないだろうと私は思っていますし、まず議員さん方が、やはりそれぞれこの障がい者の考え方に了解、理解をしていただいて、それで各政党もバラバラになってしまわないように、我々の応援をしてもらいたいという形で考えているわけです。日本障害フォーラムといたしましても、ここに書きましたとおり、今まで特別委員会にも、200 名近くが 8 回参画いたしました。そして現場でもいろいろ違う外国の障がい者同士とも話し合いながら、やってきました。ですから、このもう 1 つのキーは、「障がい者のことを我々抜きにして決めてもらっては困る」というのが、1 つのテーマになっているわけです。これからの施策等についても、そういう形になるだろうと思います。そしてまさに推進会議はこれで動いているのです。それと同時に 2 番目は、政府との意見交換会と

いうのを相当やっております。事前にも 11 回ぐらいやったと思いますが、条約が発効してからも 9 回ほどやっているといます。だんだん中身も我々が納得しないものが出てきます。あとでちょっと触れたいと思っております。また、一方におきまして、国際障害者年の権利条約推進議員連盟というものもできまして、議員報告会をやっています。これは初めてできたのは、平成 15 年の 2 月 22 日、超党派によって設立されました。当時、自民党が中心でございましたので、議員連盟の会長には中山太郎衆議院議員が就任いたしました。そこで意見交換をしておりましたが、21 年の 9 月政権が交代し、新しい政権になりまして、このままで行ってよいのかという我々の声を上げまして、議員さんたちも動いていただきました。特に谷先生には、大変お世話になったということが書いてあります。それで 22 年 6 月 8 日、国連障害者権利条約の議員連盟の役員の交代がありまして、議員連会長には横路孝弘、民主党でございます。そして、事務局には小野寺先生から、谷先生にお代わりになっていただいて、両輪の形で進むということになってきたわけです。

さて今日は、栃木県の障害フォーラムでございますが、ここに 3 ページに書いてありますとおり、地域フォーラムはどんどん進んできております。2008 年 2 月 18 日に東海で第 1 回が開かれました。次に北海道、岡山、大阪、宮城・仙台です。京都、熊本、富山、沖縄とできておりまして、今回栃木ができ、それで次に青森もできることになっています。そういうこの権利条約や条例の動きと裏腹に、本当はこの推進会議の地域推進フォーラムといいますが、そういうようなことは内閣府でやっていただければ一番いいのですが、内閣府もお金がないということもあり、それでは JDF で少しお手伝いしようではないかという形で決めまして、だいたい年間 10 カ所ぐらい、このフォーラムができているところを中心にして、今検討しているところでございます。それは推進会議の中身がどんどんわかるような形で、それが実現するような、そのためにはできれば国民、一般の国民の方々のご理解も、賛同できるような形で進めたいと思っております。

次に 4 番目でございますが、障害者権利条約と障害者基本法です。法的な形をいいますと、日本の国にはまず憲法があり、その次に法律があるわけですけれども、ここに権利条約が入ります。それで権利条約の下に法律が入るという形になるわけです。それで横並びなのですが、一応今の形でいきますと、いわゆる理念的に障害者基本法があります。昭和 45 年、心身障害者対策基本法という形が出発しております。そしてそれが今の障害者基本法に、名前も変わってきています。ちょうど私が先程お話ししたパラリンピックの後に、40 年代に、重度の人たちだとかいろいろな遅れがあるというので、それぞれの各省庁でばらばらにやっていたものを 1 つにまとめていこうじゃないかという、これは議員立法で行われてきております。そういう形で、今回の改正は基本法を全面的に抜本的に改正するというのが民主党の約束でもあるわけですが、これはやはり、権利条約の精神の 1 つである、障がい者を権利の主体とすること、今までは客体として扱っているわけです。客体と主役はどう違うかというと、客体はいわゆる専門家がなにかをして、私のいうとおりにプログラムをつくってやると、そ

れに乗って行ってくれば、社会復帰というものが十分にいきますよ、という考え方なのです。権利の主体とはそうではなく、私はこう生きたいのだ、だからお手伝いしてくれというのが、客体と主体の違いだと思います。ですから、一番この主体のキーは何かというと人間の尊厳なのです。人間の尊厳の一番の主張は何かといたら、自分がどう決定して、どういうものを選択して生きていくかと、こういうことなのです。その保証ですから大変な形で、あとから藤井さんがおっしゃるかどうかわかりませんが、権利条約の第19条ですね。生活の権利を認めると。ですからそれに基づいてのすべての法律が動いていかなければいけないと。そこに差別なんてあってはいけません。それが出てくるのです。そこをしっかりと押さえていかなければいけないし、今回の意見書もほとんどこれがキーになって動いていると思います。そういう形で、この基本法を抜本的に改正するということになっているわけで、旧の基本法にはない規定がどんどん今、出てきているのです。司法上の問題、政治の問題、そういうところに障がい者の配慮をしていないということです。そういう問題と、すべての権利の主体を置き直してみても、どうなっているかと。おそらく権利条約や基本法の中でもっと重要なことは、権利条約のどおりに施行しているかというモニタリング、監査です。この機能がたいへん重要なのです。この辺は皆もめるだろうと思っています。

あと先になってしまうかもしれませんが、私はこのあとに、福祉は総合福祉法でだいたいまとまってくると思いますが、これも大変な問題をいろいろ含んでいると思います。しかし、この福祉法の問題で、一番のキーは、障がい者の定義になるかだと思います。今のような機能別に谷間のある、谷間があるという問題は当然なのです。先程お話ししてきましたけれども、日本の障がい者問題は身体障がい者から出てきて、35年に知的障がいができ、そして、精神障がい関係が出てくるわけです。その中で、障がい者が一般の人と区別なく、あるいは差別もなく保証されるかというような観点から施策が皆見ているわけではないのです。てんでんばらばらの要望があって、その要望にどうにか行政がついて来たということなのですが、それを何とかまとめていこうと。総合的な観点、人間とは何ぞや、障がいとは何ぞやというところからいかないと、これはうまくいかない。そういう面で、今そういう時期に来ているのだと思います。

そうするとその中から出てくるのは、やはり、総合福祉法の中では、身体障害者福祉法だとか、知的障害者福祉法だとか、精神障害者保健福祉法だとかありますけれども、その上に障害者自立支援法があります。実はばらばらです。それを全部含めたものはできないか。もっとよいものになれば、発達障がいとか皆入ってきましたけれども、残っているのは難病なのです。難病がうまく入るように、谷先生が一生懸命がんばっていらっしゃいますけれども、これがどううまく組み込めるかというのが大きなテーマであると思いますし、福祉と医療との谷間もどうするのかというのが、たいへん難しいだろうなという気がしているわけです。でも谷先生はがんばってくれると思います。その辺の問題も大きくなってきています。

そして、教育関係では、私が先程、人間の尊厳というお話をいいましたけれども、障がい

者問題で一番問題なのは、やはり差別です。あるいは言葉を換えれば、自分が選んだシステムです。選べるということです。例えば、精神障がい者の方々が入院、措置入院に基づいた、社会的入院という制度が今あって、そういう人がだいぶ多くいるわけです。社会的入院というのは、生活保護でも我々は、私はケースワーカーを4年間くらいやっておりますので、その当時からあるのです。入院いたしまして、精神病院ではなくてという人も、出る場所がない、住む場所がないというので、止むを得ない、病院にずっといるという人が社会的入院。特に、精神障がい者の場合が今問題になっているわけです。そういうような人たちが地域で住むということ、つまり自分で選んで住むということは、自分でいたくないところにいなくてよいというような考え方に、発想転換しなくちゃいけないのです。ですからその辺が、大きな問題が1つであろうと思っています。

そして、教育関係が、おそらくこれももめてくるかなと気がしているのは、昭和54年のことです。これは知的障がい者等を含めて、全員就学制度に則ったわけです。東京都は49年に施行しているのです。49年というのはどういうことかということ、全員就学を国が打ち出しまして、5年後には全員しますよと、その準備期間だったのですが、東京都はその前にやってしまったことがあるのです。今度はそれを一歩いまして、いわゆる地域の普通の学校にというような動きがあるわけです。これはそうすると、いろいろ問題が出てきて、お金がない、人材がない、違う一般の子供達がやっていけない、あるいは障がい者自体が行ってもお客さん扱いになるというような、いろいろな考え方があります。でも、私たちが今主張しているのは、養護学校を止めるということは一言もいっていないのです。親御さんたちにいわゆる選択権を持たせたらどうですかというのに、それを初めから、ノー、ノー、ノーといっているわけです。

それは自立支援法で同じところがあったのです。これは私も絶対反対したのですが、障がい程度区分です。サービスを利用するのに制限があるのです。こんな馬鹿な話があるかといって、日身連は自立支援法には賛成しましたがけれども、絶対にそこは駄目だということです。もう1つ言うと、介護保険との統一は駄目ですよということも言ってきました。そのために、改革・改正もやってきたわけです。それともう1つは、いわゆるサービスを、良い悪いは別ですけれども、皆と同じように受けられるということであれば、それだけの年金なり、お金を保証すべきだと、ちゃんとあげなさいというような主張もやってきています。そういうことも含めまして、学校教育では医療費のところが大きな問題になるかと思います。

もう1つ、雇用関係におきましては、合理的配慮という問題が大変重みをもつであろうと思います。合理的配慮というのは、普通に働けるようにしなければ、合理的に配慮しないという理由で差別ですよという問題なのです。これまた具体的になると、大変でございませけれども、この辺もいわゆる基本法のところに全部位置付けられることになるだろうと思います。そういう問題で、この権利条約がいかに重要であるか、そしてその権利条約のキーとなる障害者基本法で、これがどういうふうに結びついていくか。これは皆さんの団結次

第だと私は思います。また我々JDF としましてもやらなくてはいけないし、日身連としても、前進していく所存でございます。そういうようなことで、これからは権利条約、あるいは、これから皆さんが条例をおつくりになって、千葉県、北海道に続いてできてくれば本当にいいなと思っています。たいへん時間がないものですから雑ぱくではございますが、以上をもちまして、私のお話とさせていただきます。ご静聴どうもありがとうございました。（拍手）

基調講演

司会

それでは時間が遅れていますので、早速次へ移りたいと思います。それでは、基調講演に移りたいと思います。基調講演は JDF の幹事会議長であります藤井克徳さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



藤井（JDF 幹事会議長）

こういう川柳がありましたね。『講演会 よく寝た人ほど 拍手する』。今日は拍手はいりませんので、よく聴いてもらえたらと思います。私の方の資料は、福祉新聞の冊子でまとめられました、権利条約に関するパンフレット、リーフレットがあります。『権利条約で社会を変えたい』これをお手元に準備していただき、それから第一次意見です。40 ページほどの資料です。それから総合福祉部会での論点表、たたき台というのがあります。そう厚くありません。あとレジユメが1枚ありますので、よろしくお願いいたします。今、森さんからだいぶ詳しくご説明がありまして、いくつか重複はしますけれど、精一杯重複をしないように、お話を進めて参ります。

今年の1月、障がい者制度改革推進本部のもとに、推進会議が立ち上がりました。これは恐らく、後世から見て、たぶんとてつもない大きな出来事になるかと思います。私はこの推進会議を中心としている今の動きを、どれくらいものにできるのかということ、もしものにできなければ、日本の障がい分野というのは、またぞろ遅れる道を歩んでいくのではないかと。次にチャンスは、もうたぶん簡単には来ないだろうと。あのハレー彗星が60年おきに日本に近づくとということがありますけれども、あんな感じで、遠ざかったらもう手にしにくいと思うぐらい、この時期はたいへん大事な時期だと思います。もちろん小川議長や JDF

の森政策委員長を含めて、私たちががんばるけども、やはり地方の押し上げというのですか、地方のいろんな声を含めて、ニーズを含めて、このバックアップがなければ、JDFのリーダーたちだけでも難しいと思います。そういう点で非常にこの時期が大事だということを、まず意識をしてもらうことです。

奇しくもこの2010年というのは、日本の障がい分野の歴史にとって、いくつかの節目なのです。それは身体障害者福祉法の施行60周年。知的障害者福祉法、当時は精神薄弱者福祉法、障害者雇用促進法、当時は身体障害者雇用促進法、これの制定50周年。そして障害者基本法の40周年。大きな法律の節目が今年に当たっています。こういう点で、今、奇しくもと言いましたけれども、非常に改革するにはふさわしい、そういう時期にあるということも覚えていてもらえばよいと思います。私のテーマというのは、今もありましたけれども、権利条約をベースにした新しい障害者政策づくりの潮流ということです。そうしますと改めて、この権利条約、今のお話を受けながらもう一度、おさえておく必要があると思います。

少し、キーワード風に言いますと、条約と条例の違い、それから批准という手続きを踏むのですが、批准とは一体なんぞや。それから今も出ていましたけれども、改めて強調しておきたいのは、いろいろな大事なキーワードがあります。合理的配慮という言葉。これは必ず、皆さん方プロとして覚えておいて欲しいのです。条約というのは、これは2つの国以上が結ぶ、国際的な約束事。今度の場合には192の国が結んだ、障がい分野に特化した約束事です。これは遠い、遠い国連本部で、ニューヨークでまとめられて、私も森さんも傍聴に行きました。あるいはロビー活動もしました。私は4回、特別委員会に出向いて、この目、目は見えませんから、この耳でしかと状況を把握してきたわけです。

一方、条例とは何かというと、これは自治体がつくる法律です。県とか市、栃木県とか宇都宮市がつくる法律です。大事なことは、条約というのは大きなベースになってくるのだけれども、条例でやはりきちんと裏打ちをしてくるといって、かなり地域条件、地域特性をも含めて、条例というのは大変きめ細かな点での裏打ちと、こうなるわけで、だから遠い遠いニューヨークの本部と我が町とをつなぐということです。これが大事なことで、どうしても条約だけでは不完全で、条例によってその意味を何倍にも増幅してくるといって。ここで問われているのは、障害者権利条約というのは、言い換えますと、障害者差別禁止条約といってもいいぐらい、全体が差別禁止のトーンになっています。だからその一番象徴的な差別禁止条例を、やはりわが県でも、わが市でもつくっていかうじゃないかと、こうなっていくわけです。

続いて、まず批准ということを行いますけれども、実はこの権利条約はダイヤモンドでいうと原石みたいなものです。これだけでは石ころです。これを日本の国の立法にもっていくためにどうするか。仮に参議院でされなくても、衆議院で優位、衆議院で可決成立すれば、これは批准ということです。日本は現段階では、先ほどあったように、批准をまだしていません。なぜ批准をしていないかということ、あのまま行ってしまうたら形式的批准、何も国内

法が整備されないままに、ただ形だけつくられてしまう。私たちはあの子どもの権利条約の轍を踏んではいけない、つまり、国内法を変えていくことと抱き合わせて、実質的な批准という形を取って、したがって、あとで触れます推進会議のあるいは総合福祉部会の議論というのは、この批准要件を満たす営み、こう考えてもらってよいと思います。

こんな事情で、批准は日本でまだ行われていませんから、まだ権利条約は日本の立法にはなっていない。いざ批准した条約というのは、すごい権限があるということも説明がありました。これは憲法と一般法の間に入ってくる、憲法解釈として、これは憲法 98 条の解釈です。つまり、条約のレベルに国内の一般法が拘束を受けるということなのです。これで非常に大事な作業、できればここ数年のうちに、今度こそ内容を整えて批准して欲しいということ。確かに先に批准をして、もう批准をしたのだから、国内法を変えなさいという運動をしやすくなるということがあるのだけれども、さっき言ったように子どもの権利条約が失敗といったのは、先に批准をしたことです。これに沿って国内法を変えなさいとやったのだけれども、解釈というやっかいな言葉があって、ぎりぎり条約のレベルに合うのだという解釈を政府がしたのです。このこともあって解釈ではなくて、本当にだれが見ても権利条約のレベルに合っているという状況をつくっていく必要があるということです。批准というのは、私たちはとても大事にしているということも覚えておいてください。

さあ、あまり表紙は見ても開くことは少なかったかもわかりませんが、お手元の『障害者権利条約で社会を変えたい』というこのパンフレット、リーフレットは、とっても価値が高いのです。この中にいくつか、大事なことが書かれています。後半で、政府の仮訳、まだ正式に国会で批准されていませんから、政府の定訳っていうのは、まだ正式にはできあがっていません。公定訳案はあるのですが、そのもと、原形の仮訳が入っています。ずっとめくっていきますと、48 ページからですね、第 1 条と入ってきて、第 50 条まで、これを私たちは本則とっていますが、これがメインなのです。その前に前文が付いて 25 項目、それからここに入っていないが、別に選択議定書というちょっとややこしいのが 18 カ条つきます。これはハードルが高いので、18 カ条も 50 カ条の本則も全部ごちゃ混ぜにすると、後半の選択議定書のレベルが高いものですから、全部批准できない。もう永久に批准できないのでは困りますので、受け入れやすい、衆議院で受け入れやすい 50 カ条と、それからちょっとレベルが高い 18 カ条を分離しようということになっています。だから内容は前文 25 項目、本則 50 カ条、18 カ条の選択議定書です。

今日テーマにしておきたいのは、50 カ条の本則、これが今大きな、さあどう批准するか、まだ国内法は合っていないから、推進会議で検討して変えていこうと、こうなっているわけです。どれを見てもきらきら光るのだけれども、では、50 カ条の中で今のお話の内容を受けながら、少し参考までに、これとこれは覚えておいて欲しい、あるいは象徴的な条項として挙げておこうと思います。58 ページの第 19 条、この第 19 条というのは、これからも推進会議や総合福祉部会でたびたび出てきます。それくらい意味のある、しかも具体的な項目な

のです。短いので、この第19条は、ずっと見ていきますと、途中で(a)(b)(c)とあります。ところが(a)という、数行なのですが、ここだけ見てもはっと思われます。ここをちょっと大きな声で読んで欲しいのです。私は目が見えませんが、きょうされん栃木支部の白井さんいますか。ちょっと19条の政府仮訳の(a)項目。では大きな声で読んでくれますか。

白井(きょうされん)

(a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。

藤井

どこでだれと生活するかという自由と、特定の生活、暮らすことについては義務を負わない、つまり特定の生活施設ではいけませんよということ。このことは、日本に当てはめるとものすごい大きな問題になってきます。今グループホームは流行です。それはグループホームが大流行というのは、入所施設よりも、社会的入院よりも、よりましたという点ではよいのです。本来住むってというのはやはり、どんなにおんぼろでも狭くても、個人の住宅、私と鈴木さんと小川さんと森さんと、4人で暮らしを始めたら、きっと3日ともたないでしょう。それはそうなりますよね。でもそうすると、このグループホームは、ある面でいうと、本来からいくとどうなのかっていうことも問われているのです。この国は、絶えず、よりましたか、とりあえず、ということて来ました。やはり住、あるいは居住とは本来何かということ、この権利条約は絶えず、本来は何かということ。原則は何かと言っているのです。こういう点でいうと、この項目があって、えっと思わせられます。

では同じく白井さん、51ページに戻ってください。これもとってもいいのですが、一般的義務の中で、第4条の3がありますね。白井さん、そこを読んでいただけますか。

白井

締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

藤井

この項目は、これは読んでおわかりのとおり、わかりにくい文章ですが、これがわかりにくいのは、やっぱり英語を訳している、あるいは一部フランス語を訳しているという、外国語の訳という限界と、法律用語からくる限界、二重の限界でわかりにくいのですが、内容はこういうことなのです。いろいろな政策決定過程、それからその他の意思決定、その他というのはいろいろな場合があります。例えば今日ここに、施設関係者がいらっしやいますね。施設の理事会で意思決定するとき、理事会のメンバーに障がいをもった人が入っているかということも含めて、意思決定過程になっているのです。政策決定過程はもとより、さまざまな政策決定過程以外の意思決定過程にどう当事者が入るかということ。これは、この権利

条約をつくる過程で、こういう言葉を覚えていますか、聞いたことありますか。『Nothing about us, without us』です。これは「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」ということです。このことがもう国連の議場に、しみいるように何百回と使われたと思います。この言葉は、これを条約に活かした、この文に活かしました。このことが推進会議の24名中14名が障がい当事者、この第4条3項を受けて、推進会議の構成員には当事者を過半数置いているということなのです。今言った大事なことは、政策決定過程だけじゃなくて、さまざまな日常の意思決定過程における当事者参画をする。ここが問われているということで、第4条3項というのは大変重いのです。

もう1ついきましょうかね。今度は栃木県身体障害者療護施設協議会の菊地さん、いらっしゃいますか。菊地さんに読んで欲しいのは、第2条、48ページです。ここの第2条定義には、5つのワードが入っています。コミュニケーション・意思疎通とは、言語とは、差別とは、合理的配慮とは、ユニバーサルデザインとはの5つです。この権利条約というのは、全体が障がい分野に関する世界に通じる共通言語を確認しあったのです。特に、この5つのワードはとても大事な言葉だけに、改めて共通言語の中でも概念をはっきりさせあったのです。この共通言語といったのは意味があって、今後、例えば国際的な共同研究、国際的な共同調査、そういう点から意味が大きいのです。本当は一つ一つ説明していきたいのですが、時間がないので、菊地さんに読んでいただくのは、合理的配慮とはというところを読んでもらいます。この合理的配慮という言葉は、英語では reasonable accommodation というふうにいいますが、権利条約の中でもより真髄に当たるっといわれています。それは既存の人権条約、子どもの権利条約にも女性差別撤廃条約にもなかった言葉、概念なのです。このことは今説明しますが、その前に原文はどう書いてあるかということ、菊地さん、読んでいただけますか。合理的配慮とはってところを。

菊池（栃木県身体障害者療護施設連絡協議会）

合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

藤井

読んでいる菊地さんご本人、わかりました、意味？

菊地

いや、あまり（笑）。

藤井

これはわからないのが普通なのです。本当にわかりにくいです。この合理的配慮っていうのは、今から言うことのほうで聞いてください。どういうことかということ、障がいのある人と、障がいのない人とが、対等の立場に立つための補いとか支え、これを合理的配慮というのです。この配慮を行う主体は、社会の側ですよ、とっているのです。藤井なら目が見え

ない。では藤井と菊地さんが一緒に歩きましょうといっても、私は歩けない。そのときに私をアシストしてくれるうちの事務局員がいて、これも合理的配慮。一緒に歩くという対等の行動、同等の行為をするときの補いとか支えってことなのですね。しかも、これは社会の側が配慮する義務がある、とこう言っているのです。

だからちょっとこれはわかりにくいですが、そんなふうに考えれば、障がいのある人とならない人が、同等、対等の立場に立つための補いとか支え、これはいっぱいありますね。障害者政策でいうと、過度な負担というのは、例えば、司会やっている鈴木さんが、俺はイタリアレレストランでもやろうと、障がい分野は辞め、レストランをやったら大繁盛した。しかし車いすの人が行ったら、そこに段が十数段あって上れない。合理的配慮だからエレベーター付けてよって言ってもまだオープンしたばかりで、付けたら 3000 万円、鈴木さんは倒産しちゃうよな。こういった場合には、これは過度な負担と、こうなってくるわけです。しかし、これがチェーン店だとか公の機関だったら、同じ高台にあってもこれは、駄目です。合理的配慮の過度の負担に当たらないということです。だから非常に個別事例に応じて、過度かどうか判断が行われるということです。ただこれは、私は当時、国連の委員会を聞いていて、途上国への配慮、つまり 192 の大半は途上国なわけです。そこへの配慮もあったわけなので、私は日本の場合、あんまりこれは当たりなくと思っています。そんなことで第 2 条の合理的配慮、これは、これから非常に使われます。菊地さん、だいたい理解できましたか？

菊地

はい。わかりました。

藤井

障害のある人とならない人が一緒に行為、一緒に行いをしていく上での支えが要するときの、そういう意味合いです。もう一つ、では菊地さん、第 1 条まで戻りましょう。これは障がいとは何かということ定義、概念化しました。もうここにいるのはプロの方達だから、もう多くはいいと思いますけれども、これはとても大事なことで、これは WHO でずっと 20 年来検討・研究してきて、なんとなく環境要因という言葉を知りてきたのですが、ここで改めて、今度は権利条約で明文化したという意味は大きいのです。どこを読んでもらうかという、第 1 条の文章には段落が 2 つあります。最後の段落のところを読んでもらうと、障がいとはということが見えてきます。ではお願いします。

菊地

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

藤井

今読んでもらった条文の前段は、機能障がいといって、私の場合は角膜が混濁して悪い、

これは機能障がい。脳性麻痺で、脳神経に分娩期や生まれた直後にいろんな影響があって、脳に酸素が行かない。統合失調症だってそうです。目に見えないっていう、そういうことではなくて、もう今は脳神経系の、やはりどうも伝達物質のこういう異常が影響しているといわれています。だからこれは肉体障がいといわれるぐらい、そういう研究も進んでいる。こういったことは機能障がいです。そこまでは今までわかって来ました。

問題は、では藤井は今目が見えない、目が見えないって、言い換えると情報障がいと移動障がいなのです、目が見えないというのは。ここに書いてありますように、さまざまな障壁との相互作用によって障がいてというのは起こってくる、重くもなれば軽くもなる、これを環境との関係とか、環境要因のところに行ってきました。ここが今回のポイントです。どうということかという、藤井は、14時、2時50分には講演を終わらないといけない。ではどうやって時間がわかるのだろうか。きっとだれかが咳を2回やったらあと3分ですよとか。でもそうではないのです。こうして読み上げ時計の音声「午後2時23分です」と音が鳴るわけです。するとかつての全盲の人たちは、おそらく夜中に目が覚めても、あと何分寝られるのだろうか、まさか家の人を起させない。するとこれがあるだけで私は、時報情報障がいはゼロなのです。つまり目が見えないという状態は変わっていないのです。こういう環境があると、時報の情報もゼロになってくるということ。だから環境との関係で、重くもなれば軽くもなる。皆さん方もどうですか。事業所は、障がいを重くしていますか、軽くしていますか。グループホームでは。そんなことで、さまざまな障壁との相互作用というのは、非常に大事な意味が入っているということです。

このようにして、この権利条約というのは、どこを読んでもとっても考え深いと同時に、はっとう気付かされる。ああ、「わが意を得たり」という言葉がありますね。このことを俺は言いたかったのだというのが、いっぱい出てくるということだと思います。こういう中で日本の状況はどうか、今日はそこまで詳しくお話しできないですが、ここでレジュメに戻りますと、私は、日本の状況というのは遅れがあるとつくづく感じています。私はいつの日からか障がいの分野に携わってしまっていて、腹時計ならぬ、4つのものさしが自分の中にできあがってきていました。今から十何年前からです。1つは国際比較ではどうか。2つめは日本における他の福祉、老人や子どもとの比較。3つめには過去との比較、一体過去と比べて変わったのかどうか。4つめには個々の障がいをもった人のニーズとの比較、これが一番大きいのです。こういうものさしでみていくと、まあいろいろと問題、課題が少なくないと思います。

権利条約もそういう点でいうと、国際比較といってもよいかもわかりませんが、大きなものさしだと思います。ここに書いてあるように、主要政策、主な政策の遅れが、これがいっぱいあります。挙げれば、教育も医療もいっぱいありますけれども、例えば、所得保障。障がい者の経済的状況はどうかという、ほとんどが2級年金プラス作業所との工賃で暮らしをつくっているということ。ワーキングプアとは年収200万円以下をいうそうです。そんな

ものではありませんよね。もし超ワーキングプアという言葉があったら、多くの障がい者はここに入ってくるということです。やはり自立というのだったら、経済基盤をどうするかということ、真っ先に、本来国は考えるべきです。選択という行為にしても、やはりこれは経済的な条件があって選べるということです。多くの障害者施策というのはあてがい扶持。やはり、これは国家でも自治体でも、経済基盤となる基本です。これは個人でも一緒。この障がい者については、とりわけここが弱いということ。加えて民法の制約によって家族依存が当たり前、まずは家族だ、最後は家族だという、民法の中に扶養義務制度というのがあって、20歳を超えてもなお親の面倒になる。この経済的貧困さと、扶養義務の問題性によって、障がい者の社会参画というのは、非常に歪められているということです。

こうすることで挙げればきりがなく、さらにもっと見ていくと、この問題とは、さらに本当は人権問題ということになっていくのは何かというと、社会的入院問題。これは精神科病院で、私は39年ぶりに救出した事例を持っています。39年ぶりに精神科病院から。彼は死ぬ前に、1回富士山に登りたい、病院出たいと、がんばりました。結局立派なお家には住めなくて、老人ホームに行ったのだけれども、それでもよかった、よかったと言っています。1年半後に亡くなりましたけれども、こういった方達がいくらでもいる。白衣の天使で有名なナイチンゲールが残した、とても立派な書物『看護覚え書き』の中に、『致命的な病気の大多数は病院でつくられる』とあります。致命的な病気の大多数は病院でつくられるという名言を言っていますけれども、まさに精神科病院なんかは、そんな感じがします。同じく社会的入所問題、大人の知的障がい者のうちの4分の1強が入所施設に入りっぱなし。もうこれもやはりおかしいです。私はすぐ施設を壊せということは考えません。ただあまりにもバランスが悪すぎるという感じがします。

こういった看過できない問題。その背景にはどうも、いくつかありますが、もちろん偏見とかそういうものがあるかも知れませんが、さまざまにあるのですが、はっきり見えることは、この国の障がい者関係の政策費、お金の裏打ちがあまりにも弱すぎます。皆我慢だから、藤井さん、そんなこといったって、皆我慢じゃないか、という声が聞こえてきそうです。ただそうではありません。この国のすべての予算、年間予算に占める障害者政策費の分配率、配分率、ここを見ていくと、例えばOECDっていう工業先進国でつくっているグループの今一番新しいデータでは、第28位なみらです。もう最下位です。この28位から中間、例えば15~16位に持っていきただけでもって、数倍の政策費が生まれてくるといわれています。そういう点でいうと、お金のかけ方が弱すぎるということ。その背景に、怖いことはやはり、障がいをもった人たちに対して、投資効果が少ない、将来役に立つお金なのだろうかということ、もし、そういうことは露骨には言いませんが、あるとしたら、これは国家的差別になってくるわけです。私はどうも、そういうことがちすなみらしいくちという感じを覚えることが、時々あります。こういう点において、深い、深い背景があるということも、覚えておきましょう。

この間、自立支援法が問題になったり、いろいろとこうなってきたのですが、改めて自立支援法一つを変えても、全体の変化にはつながっていかない。権利条約という大きな北極星が登場しました。この点から見ると、自立支援法の廃止に伴って、新法も一部だけれども、もっと構造的に、もっと体系的に、この機会に見直しを図る必要があります。そこで、新政権という追い風もあって、そして今推進会議という新しい流れが生まれてきたということになるわけです。ですから、物事には「時の運」というのがあるのですが、運だけではないかもわかりませんが、ちょうどこの時期にそういうことがいくつ重なって、やはり大きな見直しを図っていかうというふうに思います。言い換えれば、さっきも言いましたように、私は、ある面ではもうこれ以上、遅らしてはいけないっていう感じがします。たぶん、ぎりぎりのチャンスでなかったかと思います。

例えば働く問題で、ヨーロッパでは合理的配慮にもうずいぶん力を入れています。では労働における合理的配慮は何かからいうと、ヨーロッパでは最低5つ、6つあります。労働における合理的配慮のトップバッターは何かというと、障がいをもった人の賃金補填。こんなこと日本では考えられますか。Aさんがさぼったのではなくて、障がいを理由に労働力の欠損があったときに、その障がいを理由とした労働力の欠損を、欠けてる部分を法的に賃金で補おうというのです。賃金補填という言葉は当たり前です。ではいつからヨーロッパは始めたかという、その原型は1955年のILOで、保護雇用制度っていうことを提言するのですが、この辺からもう検討が始まったのです。1955年という、今から55年前です。よく日本はヨーロッパから30年遅れているとか言いますが、ものによっては半世紀遅れているということです。ついでに労働における合理的配慮っていうのは、2つ目が人的な支援。労働現場におけるジョブサポーター、ジョブコーチ、通勤補助、労働介助など、人的なケアがあります。労働における合理的配慮の3つ目は、通院等における有給休暇。人工透析や精神科通院の通院です。4つ目には労働補助。そして建物のバリアフリー。最後には労働時間の柔軟性。こういったことがあるわけです。

こういう点において、ずいぶんと差がついてしまったっていうことです。そこでこの推進会議を始めようとなってきたわけです。メンバーは、やはり『Nothing about us without us』で当事者を過半数入れようということになり、しかもこの推進会議っていうのは、会議自体が合理的配慮を行おうとしています。たとえば耳が聞こえない人に対しては、5人のサポーターを付ける。3人が手話通訳者、2人が資料などのやり取りの応援者。あるいは盲ろうという方については、有名な福島さんたちについては、複数参加を認めよう。指点字を4時間やるともう手が、感覚が麻痺してしまうので複数の参加を認めました。知的障がい者のメンバーには、イエローカードを持ってもらい、わからない言葉遣いには、イエローカードを出してもらおう。あるいは内閣府の建物は、冷房は6月からしか冷房は使えないそうで、逆に6月入ると暖房は使えないそうです。しかし5月に暑い日がありました。脊損の方が体温調整できない。ではこの部屋だけは、特別に冷房を入れましょう。6月に入って寒い日が

ありました。逆に暖房入れましょうっていうことで、体温調整を含めて温度管理も考えようとか、いろいろです。点字の資料はもとより、ルビをふったり、これ自体がこれからの国の審議会、地方自治体の審議会への影響も含めて、この会議体自体が大変合理的配慮に力を入れて、1つの社会実験ですね。これを今考えてもらっているところです。

では肝心の内容面がどうかということがあったのですが、今お手元に分厚い資料をまた見てください。推進会議は1月12日にスタートしました。6月7日、第14回までを経て、この第一次意見を取りまとめました。1月12日から6月7日で第14回とは、実質2、3、4、5月、4カ月ちょっとで、14回ってということは、月に3回、多い月は4回、かつ1回の時間が4時間。だからすさまじい時間を使ってやってきた、これは序盤戦の成果物です。これは来年度の予算に反映したいと思い、来年の通常国会を意識しているということです。そこで、6月下旬に官邸に持込みました。来年度の予算案編成。だから来年度の通常国会を意識しています。特に、開けて目次ありますが、この中でポイントは、第2、第3。この2つが閣議決定事項。閣議ってというのは総理大臣が議長をやって、全大臣でやっている会議体です。そこでこれ決定しました。これは重いことです。特に見どころは第3です。第3の中にポイントは3つあります。1つは基礎的な課題における改革の基本的方向と今後の進め方。こういう8つの項目があります。それから次に、今度は横断的な課題における改革の基本的方向と今後の進め方。このとき横断的とは何かというと、これは「障がい種別を越えた」と置き換えても結構です。あるいは障がい種別共通と言ってもいいです。この課題として、ここには3つあります。これは具体的です。障害者基本法の抜本改正、障がいを理由とした差別禁止の法の制定、いわゆる差別禁止法があります。それから、総合福祉法というのは、これはポスト自立支援法、自立支援法に代わる新しい法律です。この3つを上げています。後ほど述べますが、各々日程が入っています。それに加えて、個別分野における改革の基本的方向と今後の進め方。これは11あります。この8つの項目の基礎的な課題と、3つの法律の横断的な課題と、11分野の個別分野における課題、これがこの第一次意見の読みどころなのです。

今日立ち上がったTDFの初仕事は何かというと、第一次意見の評価。これに点数を付けることです。ここはいいけど、ここはわかりにくい。いや、ここは欠けているということ、いち早く、できるだけ早く推進会議に上げて欲しいのです。今までが今まででしたから、こんなふうに、みんな熱心で意見を言いにくいなと思わないで、私たちもやっぱりここまでやったけども、やっぱりここは、最後は薄まってしまったっていう思いもあります。もっと強化していく必要があるというのは、いっぱい感じています。

今度は年末の第二次意見です。ここに向かっていきます。年末の第二次意見は、いよいよ来年の通常国会を意識して、障害者基本法のかなり大きな内容のイメージをつくっていく作業です。障害者基本法というのは、障がい基本の憲法です。だからこれがしっかりしないことには、差別禁止法とかが危ういし、総合福祉法も危ういし、今後出てくる労働や教育や医療や所得保障はみんな危ういのです。だからこの基本法をどれくらい分厚く、どれくらい

権利条約の魂を入れ込めるかということ。そうすると、第一次意見というのは、日本の障害者政策の行方を占うものです。そのためには、第一次意見の評価、第一次意見への注文、ここが大きな作業になってくるということなのです。ぜひ先程新しく選ばれた代表以下みんな力を合わせて、ここは考えて欲しい。時間もございませんから、どこがポイントか、見ていきましょう。

基本法はずっと見ていただいたらわかりますね。12 ページを開けていただきますと、これは自立支援法に代わって新しい法をつくらうとすでに総合福祉部会が立ち上がりました。これは推進会議との親子の関係で生まれました。親として、子どもにこの枠の中で議論してくださいよと言って、総合福祉部会は、ここへの大きな枠組みを提示したわけです。では、何が変わったかということなのですが、渡部さん、お願いできますか。12 ページに3) 総合福祉法の制定がありますね。ちょっと長いけど読んでください。

渡部（きょうされん栃木支部）

障害者福祉法（仮称）の制定。現行の障害者自立支援法を廃止して、新たな障害者総合福祉法（仮称）を制定する。この制定に当たっては、制度の谷間を生まない障害の定義のものと、障害のもとに、すべての障害者が地域において自立した生活を営むことができる制度構築を目指すべきである。具体的には、医学的モデルに偏った障害程度区分を見直すとともに応益負担を廃止し、一人一人のニーズに基づいた地域生活支援体系を整備し、最重度であっても、どの地域であっても安心して暮らせる、24 時間介助制度を始めとするサービスを提供するものとする。そのためにも、入所者・入院者の地域移行を可能とする仕組みを整備するものとする。今後の進め方。本年 4 月から推進会議の下に総合福祉部会を設けたところである。当面对応が必要な課題について、同部会において整理された意見を踏まえ、政府は必要な対応策を講ずるべきである。同部会では、推進会議における大枠の議論の枠内で、障害者に係る総合的な福祉法制である障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討に着手しているところであり、平成 23 年夏から秋までを目途に結論を得る。これを受けて、政府は 24 年の常会への法案提出、25 年 8 月までの施行を目指すべきである。

藤井

こういうふうに明文化したわけです。これは差別禁止法も障害者基本法も、こういうふうな方向を推進会議として掲げています。これに基づき部会で検討をして欲しいということになるわけです。毎年 1 月の中・下旬の開会から 150 日間、これ通常国会といい、平成 24 年の通常国会で、法案を決めようということです。逆算して、来年の 7、8 月までに部会での大きな方向を決めると書いてあります。これはこんなふうにして、内容を深めてください。

いくつか説明したい点がありますが、時間がないからこれは省略しましょう。13 ページ、ここから労働及び雇用に始まって、32 ページまでずっと 11 分野、労働及び雇用、次は教育、所得保障、医療、障害児支援、虐待防止、それから建物利用、交通バリアフリーとあります。そして、情報アクセス・コミュニケーション保障、それから政治参加、司法手続、国際協力

となっています。例えば、労働及び雇用を開けてください。もう1回13ページに戻りますと、ずっと文章が書いてあり、15ページまで続きます。15ページの下の方の3分の1ぐらいのところ、今度はどう書いてあるかという、政府に求める今後の取組みに関する意見とあります。これ以降は、白い丸があって、6つ白丸が続きます。前段の文章は推進会議のエキスです。白い丸は、政府と調整をしてある、あるいはしつつある内容です。そうすると、この部分ってというのはずいぶんトーンダウンしています。トーンダウンしたけれども、その代わりに政府と関係省庁と調整をしているわけですから、実現の可能性は大きいということです。この白い丸の部分というのは、全部で31項目あります。これについては薄まったけれども、しかし担当省庁と調整がされているので、これは頑張り方によっては、具体化しやすいってということにもなってくる。例えば、労働及び雇用の中ですが、15ページの下から3分の1の部分です。政府に求める今後の取組み方に関する意見です。渡部さん、引き続き上から3つ目の丸をちょっと読んでくれますか。

渡部

いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と賃金の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年度内にその結論を得る。

藤井

授産施設、センターB型、小規模作業所、いわゆる福祉的就労。これに労働法規を適用という可能性が出てきたのです。えっ、最低賃金法、うちは払えませんよ、労働基準法を適用するのですか、重い障がい者はどうなるのですか、どんどん減っていくのですか、となります。ヨーロッパは、さっき言ったように、合理的配慮を講じながら、重い障がい者にも労働法規を適用する。つまり現行の労働法規だけだったら、重い障がい者は、これはもう完全に厳しいですね。そうではなくて、合理的配慮を講じたときどうなるかということを中心に、さあ、どうするか。しかしこういったことも、これから相当深い議論になります。これは政策課題であると同時に、現場の実践課題も問われてくるということです。という具合に、こういうのがずっと続きます。だからこういうことを、ぜひ一つ一つ確かめていながら、これについても意見いただきたいのです。

時間が少ないので、全部お話できませんけども、今日の最後の資料で、総合福祉部会論点表たたき台というのも配ってあります。こんなことを中心に、総合福祉部会、さっき言った親の推進会議、子どもの総合福祉部会は、差別禁止法制づくりの部会も、早晚つくっていきこうって方向が、今示されつつあります。総合福祉部会の方は月に1回ペースで、来年の夏までにこうした論点表で進められます。特にこの先月7月、今月ですね。7月、今週の火曜日（7月27日）から、各論の議論に入っていました。10月からは分科会において作業チームで議論が入っていきます。そこにあるように、ABCDEFGHI、9項目の議論が始まっていくことを覚えていてください。

最後に、私に充てられた時間も終わりますけども、皆さん方への期待と同時に、私たちに問われているものになってきますが、先ず、この栃木の出来上がった組織体は、やはりこういう推進会議や総合福祉部会、あとでつくられる差別禁止法部会に、もっと関与をしていくことです。間接的な関与やいろいろな意見を出す直接関与もあります。小川議長もいらっしゃいます。意見を託す、そういうことで、もっと関与をしていくこと、関心を持って欲しいのが第1点目です。それからやはり、こんなことをもっと伝える努力、お互い伝える力、県内の今日は代表選手130名です。もっと何十倍も伝えていくっていう力をつけましょう。伝えていくっていうことは何かって言うと、自分が勉強するっていうことです。人間というのは、人に教えるのが一番勉強になるのです。そういうことをお願いしたい。



TDFへの期待としては、さっきも鈴木さんから出ていましたが、黒柳さんの話ではないけれども、私は2つ言いたいのです。今日集まったのは35団体ですね。1つは、自分の障がいではない障がいに、どれくらい関心を持てるかです。だから特に大きい団体は、他の障がいへのそういう支援、目配りっていうことを大事にする。これが1つです。それから2つ目に、やはり社会に影響を及ぼすような力。これどうすればいいのかっていうこと。コップの中だけで、いくら盛り上がっても駄目です。県民に、どうやったら、たぶんこれはいろいろな方法があると思います。ヨーロッパはそこが成功したのです。この部分を、つまり、他の障がいに思いをはせるということ、県民への影響ということの2つを。内容をやっぱり考えていきましょう。ワールドカップ・サッカーでは、日本はだいぶ惜しかったけども、こんなふうには私を見ていました。あの卓越した華麗な個人技、もう一方で分厚いあるいは信頼を置いた組織技。私はやはり、ときには個人技で突っ込んで行く、ドリブルでゴール目がけるといって、その高い個人技を身に付ける。ときには「俺が、俺が」といってのがやっぱり必要なのです。それと同時に、やっぱりみんなで押し上げていく組織的な力をどう培うことです。ただ、みんなでみんなでだけでは、誰も最後まで責任がはっきりしない。やっぱりオレオレが、私がという思いと、みんなでみんなでという思いの、程よいバランスが、やはり人権問題では絶対的条件だと私は思います。こんなことで、今日新しく出来上がった組織体としては、みんなでというものが出来上がっていった。しかし、もう一方でまた個人技も磨き合う。この2つの関係性を大事にしていくということを強くお願いしまして、私のお話はこれでおしまいにします。どうもご清聴ありがとうございました。

司会

どうもありがとうございました。なかなか内容が豊富なので、10分オーバーしました。それだけ中身があって、TDFにとっても宿題をずいぶん課されたようで、お互いに頑張りたいと思います。この人数でトイレ休憩にしますと、3時開始ではちょっと無理なので、5分だけ遅らせて3時5分から開始いたしますので、その間、休憩とさせていただきます。

パネルディスカッション

鈴木（コーディネーター、日本てんかん協会栃木県支部事務局長）

JDF からもう一人お見えになっていますので、始める前に紹介します。JDF 企画委員長で全日本ろうあ連盟の理事の小椋武夫様です。

それでは、パネルディスカッション「障害者権利条約と障がい者制度改革でどう変えるか、地域からの発信」を始めます。先ほどから、JDF だけで頑張っても駄目で、やっぱり地域がきちっとやっていると、世の中変わっていかないとおっしゃいました。そこまで行けるかどうかわかりません。まずそれぞれの障がいの立場で問題を提起していただいて、これが障がい者制度改革や条約とどうつながっていくかっていうことを考えていきたいと思えます。果たしてそこまで、すぐにつながるかどうかわかりませんが、それをやらないことには、先へ進めません。

表紙にございますように、パネリストとコメンテーターとコーディネーターがいます。あとでそれぞれ自己紹介していただきますけれど、パネリストは4人、50音順で発表させていただきます。コメンテーターは、先ほどご講演いただきました、藤井克徳さんと森祐司さんです。それから私、コーディネーターの鈴木でございます。それでは、もう大変疲れたという方もいらっしゃると思いますので、早速意見発表をしていただきます。それぞれのパネリストに10分程度発表していただき、一通り話したらコメンテーターにそれに対するコメントをいただきまして、それからもう一度パネリストに返して、追加意見等をお話しいただいて、会場内の方々のご意見をうかがいたいと思います。パネリストのお名前は背後のボードに貼ってあります。まず、栃木県精神障害者援護会「やしお会」の副会長である小池秀明さんから、意見発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。



小池（パネリスト、栃木県精神障害者援護会「やしお会」副会長）

皆さん、はじめまして。栃木県精神障害者援護会、通称「やしお会」と申します。そこで副会長をさせていただいている小池と申します。今日は精神障がい者の立場から、このテーマに沿ったといえますか、ちょっと自信はありませんけれども。精神障がいの、特に人権にかかる問題について、ひと言述べさせていただきたいと思います。

レジメですと、『精神医療のこれまでの悲劇を繰り返すな』というタイトルを付けました。私どもの日本の精神障がい者の処遇の歴史は、公的な責任の放棄と、その結果としての差別、人権問題の歴史といっても過言ではありません。わが国の関連する法律としては、監護の「か



ん」は看護師さんの看護ではなくて、難しい監護という字なのですが、精神病者監護法が1900年にできました。それ以来、公的な責任が積極的に医療に関与し、コントロールをしようとしたことは恐らくないと思います。特に私たち栃木県の者にとりましては、昭和59年の宇都宮病院事件と、そのことによって私たちの国の精神医療の在り方が国際的に大変批判されたこと、を忘れることはできません。この事件を契機として、精神衛生法から精神保健法へと変わり、

社会復帰施設が法定化されるなど、大きな変化が生じてきました。

しかし、その後、今日まで状況が変わったといえるかというと、どうなのかなと思ってしまいます。宇都宮病院事件は、ご記憶の方も多いと思いますが、59年に起きた病院での殺人に至った事件でして、その他無資格者による診察や、それから院内外における強制労働など、さまざまな事態が明るみに出てまいりました。それ以降も、全国的にも、こういった人権侵害事件があとを絶たずに起きております。平成に入りましても、関東でもこういった事件が、類した事件が起きております。その後、相変わらずわが国の精神科の病床数、ベッドの数は世界一のままです。地域へのケアの移行は、現在まで結局まだなされていないといっているでしょう。

病床数は宇都宮病院事件の後も、批判をされたにもかかわらず、平成5年まで増加を続け、ついに36万床を突破し、現在までもその数値はほぼ高止まりしたままです。予算を見ても、地域ケアへシフトできていないことは歴然としています。平均在院日数も約300日と、絶望的な長さです。ちなみに平均在院日数でいえば、日本が約300日に対しまして、アメリカは6.9日、イタリアは13.3日、イギリスは57.9日、ドイツは22日などとなっています。またこれまで社会復帰施設でさえも、その多くは医療法人が開設してきました。先の障害者プランにおいて、国は数値目標をもって社会復帰施設の整備を進めましたが、その多くは医療法人によるものです。精神科医療や医療法人には行政のコントロールが、残念ながら充分には届いていません。にもかかわらず、国は今後、その医療法人にさらに社会福祉事業までを担わせようとしています。

このままでは7万人いると推計されてきている社会的入院の患者さんたちは、どうなるの

でしょうか。2004 年以來、国は社会的入院の患者さんが 7 万人いるとし、10 年以内にはこれを解消するといっています。これは 1 つの医療の在り方の問題ということではなく、前段の講演にもありましたような、大規模な人権問題であるととらえるべきです。退院を促進するわずかの事業だけでは、まったくこれを達成することはできません。これらの問題は精神医療について、国がやはり主体的に関与しようとせず、市場原理に任せる政策を採ってきた結果だと思えます。速やかに抜本的な制度の改革に着手するべきであろうと思えます。そうしないと、この 7 万人の方々が高齢化し、もう時期を逸してしまうと、そういう危機感を持っております。以上です。

鈴木

どうもありがとうございました。簡潔に話していただきました。宇都宮病院事件というのは、私は、その患者さんに呼ばれて潜り込んで中を見せていただきましたけど、こんな現状だっていうのは、それだけではよく理解できませんでした。どうもありがとうございました。それでは、次に栃木県難病団体連絡協議会会長の玉木さんからお願いいたします。

玉木（朝）（パネリスト、栃木県南病団体連絡協議会会長）

どうも皆さん、こんにちは。栃木県の難病連絡協議会の代表をしております、玉木でございます。本日はこんなにたくさんの団体の方々がお集まりの中で、難病患者団体にこうした機会を与えていただきましたことを、まずお礼を申し上げたいと思えます。

栃木県難病団体連絡協議会というのは、皆さんご存じかと思えますが、疾病ごとに 11 の難病患者の団体がございまして、たとえばベーチェット病とか、あるいはリウマチ、膠原病。そうした疾病が 11 団体集まりまして、栃木県難病団体連絡協議会を結成し、難病患者の生活向上のためという立場から、いろいろな活動を続けております。その中で一番患者数が多いのが、透析の患者さんの会です。難病連の会員 3000 名おりますが、そのうち透析患者さんは 1500 名おります。

ここで私がお話をさせていただこうかと思った根本的な問題ですが、この 1500 名の透析の患者さんは、透析導入と同時に障がい者としての 1 種 1 級という立場になります。ただほかの難病患者、例えば膠原病にしても、ベーチェット病にしても、特定疾患の治療研究対象疾患という、ちょっと長い名前で公費対象疾患にはなるのですが、障がい者としては認められておりません。皆様方、障がいをお持ちになって、大変いろいろな面



でご苦労をなさっておられると思えます。私自身も、このいろいろな面の障がい者制度が決して十分なものであるとは決して思っておりません。ただ、その障がい者の皆さんが受けておられるいろいろなその制度も、難病をもっている者は受けられません。そういう現状を、知っていただければ大変ありがたいかなと、そのように思った次第です。

現在、難病特定疾患として公費の医療補助を受けているのが 56 疾患ありますが、その他

に難病と呼ばれるものはたくさんあります。患者数が少ないために、ほとんど病名さえ皆さん方が知らない疾病がたくさんございます。現在厚労省で難病として治療研究が進められているのが 170 疾患あるのですが、56 しかまだ医療補助を受けておりませんので、1年に1つずつ対象疾患を増やしていったとしても、あと120年かかってしまいます。120年もかかってしまったら、難病の患者さんでなくても、もう120年も生きておられる方はおりません。

こうした現状の中で、どうしてもやっぱり私たちは、医療費そしてその生活をするための制度を整えなければいけないのではないかと、そんな思いで活動を続けておりました。実は私自身は難病という立場から、ずっと活動を続けていました。

やはり医療費の問題、それから制度の問題というのは、先ほど藤井先生のご講演、私最後のころしかお聞きできなかったのですが、そのご講演の中で、自分たちの立場だけではなくて、本当にいろいろな障がい者全体を理解できるようにできれば、自分たちの病気も、そして制度も理解できないのではないかと。本当にしみじみ、ああ、本当にそうだなと思った次第です。

そんな思いの中で、昨年、何といいましょうか、皆さん方がもう少し制度を変えたほうがいいのではないかと、医療あるいはいろいろな日本の政治そのものを変えたほうがいいのではないかと、そんな思いの中で民主党の票をたくさん与えていただきました。私自身も難病患者当事者という立場から国会に出て、自分たちの意見をしっかり話したらどうだという言葉をお聞きして、私自身がいただいた比例単独候補の一番下の方でしたので、どうせ当選しないだろうと思いつつ、当選しないまでも、難病患者があるいは障がい者の方たちが、こうした思いを抱いているんだということ、少しでも社会に訴えられたらいいと、そんな思いで民主党からの話を受けましたところ、下から2番目で当選することができました。国会に行きまして、いろいろな意味で、私自身は全国の難病患者の全部を背中に背負ったつもりで、あまり丈夫な体ではないのですが、私自身も膠原病ですので、そんな思いで国会に行きましたら、冷たい党でして、私は農水委員に拝命されました。何で難病患者を国会議員にしておいて、厚生労働委員にしないで農水委員なのかと、本当に実は悔しい思いもしたんですが、農水委員をやりながらも、障がい者制度改革推進本部の仕事とか、あるいは難病議連に入れさせていただいて。その中で、直接いろいろな全国の障がい者の方々、そして相手方といった失礼なのですが、ほんとに行政と直接話す機会を得ることができました。

それだけでも病人の当事者が、こうした中に入って、直接自分たちの意見をいう場所を取っただけでもいいのかなと思います。ただ私自身は、膠原病という病気をもう40年以上やっておりますし、ステロイドも40年以上使っております。ですから今回1年間働いた中で、本当に2度も3度も狭心症を起こしてしまう、とそんなような状況にございますので、本当に私自身が国会議員として働けるのは期限。その1期も目一杯自分に与えられた中で、自分たちの生活を向上するためにどうしたらいいのかというのを、今、しみじみ考えているところです。特に障がい者制度改革推進会議は、自立支援法を廃止して、総合福祉法をつくる、

当事者の声を聞くということで、14人の障がい者の代表の方が入られました。しかし、難病患者はその中にも入っていない。この障がい者制度改革推進会議の議題の中にもなかなか難病患者が入るとするのは、大変な状況の中になっております。

ですから私自身も、今度、皆様方と一緒に、栃木障がいフォーラムの中で、皆様方のお立場と、その中で本当に制度の谷間というふうにいわれておりますが、制度の谷間の中に入ってしまった難病患者、また、難病患者だけではなくて、谷間の中に入ってしまった方は、たくさんおられると思います。そういう人たちと手を取り合って頑張っていきたい、それをできる限り行政に反映させるのが、私の仕事かと思っております。

ただ一つ申しあげたいのは、先日、障がい者団体の方々と国会の中で、意見交換会をしましたときに、谷間にいる難病患者の皆さんという言葉が使われた方がおりました。難病患者は、確かに制度は谷間に入っておりますが、難病患者自身は谷間の人間だとは思っておりません。ですからその辺のところを、皆さんにご理解いただきながら、これからも皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。時間の許す限り、皆様方のご意見を聞きながら、いろいろこれからどうしたらいいのかということをご相談申しあげたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木

どうもありがとうございました。先ほど多様な隣の障がいにもと言ったのは、実は私がかんかん協会の全国大会に一昨年出ましたところ、黒柳徹子さんに講演していただきまして、最後に「あなたたち、そんなにエネルギーがあるのだったら、ちょっとエネルギーを隣の障がいにも振り向けて」と言われが非常に印象に残った話です。それがこの TDF をやろうというエネルギーの1つになっております。ぜひ皆さんもそういう思いでやっていただければと思います。それでは、順番が、レジメでは逆になっていますが、ホワイトボードにあるように、50音順ですので、3ページよりも4ページが先になります。栃木県自閉症協会会長の宮下陽子さんから発表をお願いします。

宮下（パネリスト、栃木県自閉症協会会長）

こんにちは。よろしくお願いいたします。本当にいろいろな障がいがあって、どの障がいが一番大変かということはいいい切れないかと、先ほど難病の方のお話を聞いて、つくづく感じたところです。私は自閉症をはじめとする、発達障がいのある人の立場として、今日はお話しさせていただきたいと思っております。

私には、21歳の知的障害を伴う自閉症の娘がおります。栃木県自閉症協会というのは、36年前に栃木県自閉症児者親の会として、スタートいたしました。その会員さんの当事者の年齢は、3歳から40歳ぐらいまでの年齢の幅があり、また知的障害のある人から、まったくない人まで様々です。ここ数年は知的障



害を伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群の方たちが増えているという傾向があります。

私たちの主な活動といたしましては、理解啓発のための講演会や研修会を開催しております。そして地区会などにおきまして、会員さんに参加し定例会を開催しています。そういう会員さんの中からの声を今日この場で伝えさせていただきたいと思っております。

まず障がいの特徴ですけれども、レジメにも書かせていただきましたが、このような特徴があります。社会性の障がいとして、視線が合いにくいとか、名前を呼んでも振り向かないということがあります。人と共感したり興味を共有することが難しいというのは、例えば自分にとって興味のあることだけを一方的に話し続けたり、その反面、興味のない話題になったときには、もうぶいといなくなってしまう、無視してしまうというふうなことがあります。コミュニケーションの障がいとしては、言葉がないとか、遅れているとか、あるいは独特の話し方をするとか、オウム返しなどがあります。想像力の障がいとしては、こだわりが強いとかいうことで、必ず決まった道しか通れないとか、あるいは日課の変更に非常に弱い、あるいは初めてのことに強い抵抗を示します。学校では、運動会とか学芸会とか遠足とか、普通の子どもたちが楽しみにするような変わった行事が、とても苦手です。何をやっていいのかわからない自由時間というのも苦手です。あと五感ですね。体を感じる部分での音とか痛み、触覚、感覚です。それと光に対して、一般の方と違った感覚を持っています。よく耳押さえをしているお子さんを見かけると思いますが、そういう音に非常に過敏であったり、あとはうちの娘なんかもよくしたんですけれども、本を普通に読むのではなくて、斜めから見ようとしたりとか、ちょっと変わった行動が見られます。その他、花火とかピストルを非常に怖がるとか、そういうふうなことがあります。小さい頃は、何で泣いているのか、何を怖がっているのかわからなかったことがあります。こういうふうな特徴というのは、非常に変わった子どもで、あるいはしつけがなっていない子どもだとか、あと最近いわれている KY ですね。空気が読めないというふうな形で誤解されたり、あるいは疎外されたり、いじめの対象になるということが多いです。そして一般の 40 人学級に、だいたい 2、3 名はいるのではないかとされています。

そういう自閉症の人には、先程も言いましたけども、知的障がいの重い方から、軽い方まで、まったく遅れのない方までいます。そういう中に学習障がいといわれている方や、注意欠陥・多動性障がいといわれている、そういう特徴を合わせもつ方もいます。人間として生まれて、人間らしく生きるということは、人とのかわりとかコミュニケーションを楽しむことだと思います。そういう意味で自閉症の人は、知的遅れがあるなしにかかわらず、このことに著しい障がいを伴っていると思います。社会環境との相互作用から生じる困難さを障がいととらえる、社会的モデルという考え方をすれば、発達障がいの人たちは、非常に大きな生きにくさを抱えております。

レジメでは 3 番になっていますが、次に学校教育について、ちょっと述べさせていただきます

たいと思います。発達障がい者支援センターが、都道府県に設置され始めた頃から、早期発見、あるいは早期療育といわれるようになって、最近ではさらに5歳児検診なども行われるようになりました。今はインターネットの発達により、たくさんの情報が得られます。そして今の多くの保護者の方たちは、幼児から低学年は手厚い支援で、成功体験をたくさん積ませて自己肯定感を身に付けさせて、2次障がいにならないように大事に育てていきたいと思っています。本人に自信と力が付いてきたら、少しずつ手を離して行き、最終的には自立した大人になって欲しい。昔はちょっと無理をさせて普通学級に入れて、駄目だったら特学、特学が駄目だったら養護学校というふうな流れがありましたが、今はその逆を望む方が多くいます。特に会員として入ってこられる方に、そういう方が多くいます。そして早期療育で身に付けた、個別で受けた療育を、確実なものにしていきたいと、最終的には社会に出て自立できる、そういう大人になって欲しいという思いがあります。

そういう親の思いが、今、特別支援学級とか特別支援学校の在籍数を増やしているのかなと思われま。普通学級と一緒に学ぶということももちろん大切だと思うのですが、周りの理解が整っていない。わかっていない中に、ぼんと放り込まれることによって、せっかく幼児期に育ててきた子どもたちが壊されてしまう。そういうことを恐れて、普通学級でもいいのではないかというぐらいの知的の遅れのないお子さんが、特別支援学級に入ったり、あるいは特別支援学級でやっていけるのかなというぐらいのお子さんが、特別支援学校に行くというような現状があります。

そういう中で、特別支援学校の高等部が、今ちょっとパンク状態になっております。というのは普通の高校、一般の高校に進学させるには非常に不安があり、高校の中ではまだそういう特別支援教育の体制が整っていません。教育のコーディネーターというのは、一応1人付くというふうな形になっていると聞いておりますが、そうなっていないで、結局特別支援学校の高等部で非常に人数が膨れ上がってしまって、そして小学部からずっと特別支援学校にいるお子さんが、高等部に進学するとき、高等部進学という道ではなくて福祉サービス、あるいは福祉的就労を選ぶというのはどうでしょうかというふうなことを学校から提案される現実があります。そういうことに対して、非常になんか理不尽だなというか、知的の遅れのない方の親の立場になれば、それはそれで大切というか、高等部の大切さもありますが、知的遅れのある方にしてみれば、せめて18歳まで学歴を過ごさせてあげたいという、親の思いもあり、知的遅れがあってもなくても、ほんとに一緒に、平等に学習の場を与えられる環境が欲しいのです。

でも、普通の学級の中において、本来最初は特別支援教育がスタートしたときには、学校全体で支えましよう、という形でスタートしたはずなのです。そういう普通学級に在籍するのが当たり前で、そしてその部分で、特別支援学級に行ったり、あるいは通級したりという形でやろうって言ったのですけれども、普通学級にぼんと放り出されては、結局幼児期大切に育ててきたお子さんがつぶれてしまうという現実があり、不登校になったりとか、

思春期の頃から崩れていくっていう現実があり、結局は無難な所で、特別支援学級や学校にお子さんが流れているという現状があると思います。

次に知的障害を伴う自閉症の人たちというのは、現在の法律におきましては、知的障がいという枠の中で福祉サービスを受けています。福祉サービスを受ける際にも、自閉症の特性をよく理解したうえで支援を受けられると、もっと幸せなのだと思うようなことがよくあります。今日は、福祉の対象としては除外されてきた知的障がいを伴わない自閉症の人について、述べさせていただきたいと思います。

知的障がいを伴わない自閉症の人も、発達障害者支援法によって、生活相談とか、就労相談とか、あるいは就労訓練まではたどり着けるようになりました。しかし就職となると、手帳がないために障害者雇用にならないで、そうかといって一般就労では周りの理解が得られない、就職してもいじめや無理解などで長続きがしないなどという現実があります。そういう方が今、私たちの会に多くいらっしゃいます。多くの発達障がいのある人たちは、額面どおりにしか意味を理解することができません。自分にとって興味のあることにしか関心を示せないということが、ほかの人を不愉快にしているということに気が付かないのです。悪気があるわけではなくて、ただ周りの人たちには、そういう発達障がいの人の特性がわからないので、マイペースでわがままで、協調性がなくて、人への気配りができなくて、空気が読めない変なやつだと、そして社会から疎外されているということがあります。

また家族からも、ひと昔前ですね。今はずいぶん変わってきたと思いますが、家族からも幼いころから、普通の人になるっていうことを強いられて、まるで訓練されるように、いつもしかられて育てられてきました。そういう人たちっていうのは、自己肯定感が持てないわけですね。そしてしかられたことがフラッシュバックになって、思春期のころから不登校になったり、あるいはうつ病になったりというふうな、2次障がいを抱えて苦しんでいます。

これは知的障がいがないということは、すなわち障がいではないという考え方が、土台にあったからではないかと思います。普通であることとか、みんなと一緒にであるということがいいのだと、それが自閉症や発達障がいのある人たちのプラス面に目を向けて、それを伸ばして育てていこうという考え方がなかったのが、大きな要因ではないかと思います。

自閉症の人たち、発達障がいのある人たちのプラス面の特徴としましては、興味のある1つのことを非常に集中してすることができます。あるいは決められたルーティンをしっかり守ることができます。アインシュタインがアスペルガー症候群であったっていうことは、皆さんよくご存じではないかと思いますが、最近、近いところでは、さかなクンっていると思います。テレビによく出てくるあの方です。たぶんあの方も、発達障がいのある方ではないかというふうに、私は見えます。あるときテレビの番組でお聞きしたのですが、さかなクンは小学生の頃、本当に小学生のころから大好きで、ランドセルに教科書ではなくて、図鑑しか入れていかない。そして学校のお勉強はまったくしないというお子さんだったらいいのです。でもそのときに学校の先生が、ちょっとお母さん、学校の勉強をするように言ってくだ

さいっていうふうに先生が言われたときに、お母様が、いや、うちの子はほんとに魚が大好きなのだ、もう無理に勉強をさせなくても、私はいいのだという形で、さかなクンの好きなことを伸ばしてあげようという子育てをされたそうなのです。その結果、彼は本当に魚が大好きで、そして魚博士として立派に今1人の社会人として過ごしています。そういうときに、たとえば図鑑ばかり見てないでお勉強しなさいという、普通であることを強いられていたならば、たぶんあのさかなクンはいないのではないかなと思います。

発達障がいのある人たちに、普通であるということを強要せずに、彼らの特性を理解して健常者のほうから歩み寄るとい社会が実現すれば、発達障がいのある人たちは障がい者ではなくて、個性的な人たちというふうなとらえかたになって、1人の社会人として自立して生きていけるのではないかなと思います。しかし残念ながら、先ほど述べたように、今の社会では発達障がいのある人たちへの理解がまだまだ進んでいませんので、2次障がいになってしまっている方たちもたくさんいます。そういう方たち、制度の谷間にある発達障がいの人たちを、福祉の舞台に乗せて欲しいと思っています。知的障がいとか精神障がいのそういう手帳がありますけれども、そういう手帳を何とか取得して、それで就労に結びつけるっていうふうな方法ではなくて、そういう発達障がい者枠というふうなものが、設けられないのかなということがよく話題になります。

最後に発達障がいの人たちにとってのバリアフリーとは何なのかと考えたときに、バリアフリーになるのも人だし、またバリアになるのも人ではないかなって思います。そういう意味で、職場の人材育成とネットワークの構築が非常に大切ではないかなと、レジメにこう書きました。人材育成っていうところでは、たとえば教育現場だとか、医療現場だとか、福祉の相談の窓口、あるいは福祉の現場ですね。施設とかもそうだと思うのですけれども、そういう中で、発達障がいの特性の理解を徹底して欲しいと思います。

また地域の相談支援センターとか、健康福祉センターなどの相談窓口を充実して欲しいと思います。栃木県には発達障がい者支援センター「ふぉーゆう」がありますけれども、その「ふぉーゆう」1つですべてを網羅することは無理だと思います。それを今、地域に下ろしていこうという動きがあります。そういう中で、実際に地域で相談したときにちゃんと答えられる、そういうふうな専門性のある相談の窓口をぜひつくっていただきたいと思います。あとは障害者職業センターやハローワーク。そういうところでも最近は発達障がいの理解が少しずつ進んできています。そういうときに就労先への理解や、理解促進についても、どんどん力を、そういうものを促していただきたいなと思います。

それとあとは実際に働く福祉の現場で働いていらっしゃる、特に施設等で働いていらっしゃる職員の方たちへの処遇の問題もあると思います。専門性のある人が欲しいといっても、実際福祉の現場の労働条件が悪いといひますか、賃金が非常に安いという、支援する側の問題です。そういう方も、そういうこともあるので、使命感だけに甘えてやってもらうというのではなくて、仕事の内容に見合う年収を保障するということは、私たち障がいの親が預

けるにあたって、非常に大切なのではないかなと思います。そういう職員の方が長く続けられる、そういうふうな体質も必要じゃないか、誇りを持って働ける環境整備が必要なのではないかなと、支援する側のことも思います。

そしてネットワークの構築としては、やはり進学あるいは進級、就労、そういうふうな移行支援の確実なものをつくっていただきたい。そして点や線じゃなくて面として、全体として支えるような、そういうふうな社会になっていって欲しいと思います。

あと、成人の発達障がいの診断をできる医療機関の充実を望みます。はっきり言って、今県内においてはそういう、ここの病院に行けば、成人の発達障がいをはっきり診断できますというところがないのです。そういうものを、たとえばリハセンターの中に設置ができないのかなとか、そういうふうなことをぜひ検討していただきたいなと思います。そして診断したときにしっばなしではなくて、診断されたらそれからつないでいく。今は早期発見すれば療育につながっていうことができますけれども、大人の方が診断されたといっても、それをつなぐものが、今なかなかまだできていないと思います。ですから、ニートや引きこもりといわれている方にもそういう方がたくさんいます。本当に残念ながら2次障がいになってしまったような方には、ほんと日常生活が困難なので、そういう方は、そういう福祉の中で救われるような、そういう確立を望みます。

あとはこれから子どもを育ていく人たちは、そういうふうにならないように、そういうふうにならなければ、逆にそういう福祉の舞台に云々っていうことではなくて、普通の社会人として生きていけると思うので、今すでになっている方には、そういう福祉の手を差し伸べていただき、これから成長していく子どもに対しては、そういうことにならないような社会づくりが必要かなと思っております。どうもありがとうございました。

鈴木

どうもありがとうございました。自閉症について少しは知ってはいましたけど、話を聞いたら、日本障害者協議会の「すべての人の社会」7月号に藤井さんが「帝国データバンクでは30年で老舗だ」と書いていましたけど、老舗の団体であったのによやく何とか注目されてきたなっていうことのがわかりました。私の団体は、てんかんの方には、自閉症もいれば統合失調症、高次脳機能障がいなどいろいろそろっているのですが、やっぱり、聞いてみなければわからないものですね。ありがとうございました。

それでは最後の方ですけど、身体障がいの立場から、通称で柝身連と呼ばれている栃木県身体障害者福祉連合会の副会長の麦倉仁巳さんに発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

麦倉（パネリスト、栃木県身体障害者福祉連合会副会長）

皆さん、こんにちは。今紹介いただきました柝身連の麦倉でございます。本日お集まりの皆さんも、見えますかね。もし見えなかったら立って話させてもらいます。いつも私も宇都宮で言われています。話はゆっくりしなさい。手話通訳が大変ですとかですね。あとは要

約筆記、とてもじゃないけど間に合わないよっていうおしかりを受けます。あとは、聴覚障がいの方、そういう方ですと自分の口を見て、判読する場合がありますので、口をきちんと見せなさいと言われますので、結構お集まりですので立たせてもらいます。



本日こうやって見ますと、お集まりの皆さんも、お若い方からお年を召した方、男性の方、女性の方といろいろな方がおいでになります。今司会のほうから話ありましたように、身体障がい者っていいまでも、レジメにも書いておきましたけど、年の上のほうでいきますと傷痍軍人会、戦争で手足を怪我された方とかです、会長もそうだと思いますけど。それとか交通事故等によって、手足の不自由な肢体障がい者。それと、耳の不自由な方。耳が不自由ですから、言葉も話せないということになりますが、聴覚障がいの方。それから目の見えない視力障がいの方。それと言葉の発声がよくできない言語障がいの方。それと最近多いのですが、がん等によりまして、喉頭、のどの声帯を摘出していらっしゃる喉頭障がいの方です。それとお子さんが障がいをお持ちのご父兄の方という、父母の会という部分があります。その辺が身体障がい者といいまでも、うちの団体、そこら辺の構成メンバーで会員となっております。

したがって、障がいになった動機というかきっかけも違いますし、それ以降の経過もちろんです。ですから、私たちにとっては、通常いわれています、生まれてね、はって、立って歩くのが人間だよっていう常識は通じません。また「こういう資料もありますから、この資料をご覧ください」という表現も、1つの禁句で、目の見えない人だとできませんので、全部読み上げする方法をとってやっております。したがって、私たちの障がい団体は、障がいはもうその人の個性であると。顔の丸い人もいるし、ちょっと長い人もいないかと。目のバランスがいいか悪いとかです。そこら辺の域と同じじゃないかという認識に立って、お互いの障がい、ハンディキャップをおのおの認め合ってこそ、初めて先に進む、尊重することが大事だよと、お互いの個性を信じ大切にしないと、次のステップに仲間として進んでいけないというような感じでやっています。

それと次に書いてあります、障がい者だからできることってということなのですが、一般的に、バリアフリーというと、こういう床なんかも全部フラットにするのがバリアだよ、言われていますけど、果たしてそうかなって耳を疑うときが、私たちもあります。というのは、目の不自由な方、先ほど基調講演でなさいましたけど、うちの団体にもそういう目の見えない方がいますけれど、そういう人たちですと、フラットだとどこが部屋か何が境がわからない。多少の段差があった方がいいですよ、行動しやすいですよ、そういう感じになります。また車いすの人ですと、階段ってというか、段差があるところですね、そういうとこだとスロープを付けてあればいいですよってなりますね。ただ、肢体障がい者で、足首の悪い方ね。坂は上がり下り、非常に困難です。滑って転ぶとかです。そういう部分がありますし、

なかなか難しい問題があります。ただ、聴覚障がい者にとってよい面は、手話通訳の方やっ
てらっしゃいますけど、こっちの部屋から向こうの部屋まで意思疎通できます。それと、う
ちの団体も海外交流行きました。そのときに、言語が私たちはできません。ただ、ある程度
手話通訳ですと、形で表現するものですから、相手と国外に行っても、案外意思疎通ができ
るということで、非常にうらやましく思った次第でございます。

あと父母の会の方なんかも、お子さんの介助をやってますと、これから高齢社会になっ
ていきますけど、その辺の介護のアドバイスもできるんじゃないかなと思います。やっぱり、
これらのいろいろの障がいなり、何なり体験することによって、いろいろ身に付ける部分
があります。その辺を世の中の環境整備、バリアフリーのときは、こういうことまでしてくだ
さいとか、こうしたのがいいですよっていうアドバイザーとして役に立てたらなと思います。
もう1つは、それを取り入れていただきたいということも、必要なのではないかなと思いま
す。

3番目になりますが、今施設から、行政とかいろいろな主導で、地域で一緒に住もうよと、
地域共生の話が出ています。これらも、やはり施設から出て地域で暮らすってときに、一番
ネックになるのが、地域住民とのコミュニケーションといいますか、障がい、私なら私の障
がいをわかっていただくとよいのです。今、ちょうど民生委員の改選時期、選考時期になっ
ています。それで12月1日で厚生労働大臣の認可が出るわけですけど、その中で一番私た
ちの身近な民生委員の方でもですね、障がい者に接して対応したいのだけど、どういうふう
に対応したらよいのか、例えば目の見えない人や話のできない人について、非常に悩んでお
られます。最近の傾向としまして、少子高齢化とか、核家族とか、各家庭におじいちゃん、
おばあちゃんがない。さっきも話に出ましたけど、年寄りになると足腰が弱くなるとか、
目が見えなくなるとかあります。ですから小さいうちに、お孫さんというか、小さい年齢の
うちに、おじいちゃんどうしよう、おばあちゃんどうしようって話が出るうかと思うので
すけど、その辺の機会がなかなかないって部分もあると思います。ですから心のバリア
フリーを推進していくには、やはり私たち障がい者の方からも、例えば、目の見えない方
ですと、ちょっと肩貸してくれますか、行く場所はどこですかとかですね。あとは車いす、段
差でちょっと上がりづらいと言ったときに、ちょっと押していただけますかという感じで、
気さくに一般の人にお話しするっていうか、お願いする、意思表示をする。その辺も必要な
んじゃないかなと思うところでございます。

次が地域からの発信ということですが、私、先ほど栃身連という話が出ましたが、地元、
こちら宇都宮で法人化を取りまして、(宇障連として)いろいろ事業をやっているの、参
考になればと思ひまして、紹介させていただきます。やはり障がい者、私も途中から交通事
故で片足になっていきますけど、健常者の中にいると、障がいになりましたら、卑屈になてし
まいますね。自分の殻に閉じこもりがちになる。それが裸になれて、みんなと交流できて、
はじめて立ち直れる。やはり障がい者の心のケアが一番ではないかと思ひます。やはり心の

オアシスっていいですか、こういう障がい者団体も、そこら辺が一番の必要なんじゃないかな。それは当事者にとりましても、親御さんにとっても、子どもにとっても同じだと思います。ですからその辺を一番に心掛けております。

それと障がい者による障がい者のための福祉ということなのですが、目の見えない方のガイドヘルパー事業ですね。それと今こういうふうにやっていますが、障がい者のためにやっているここら辺の手話通訳の派遣事業とか、あとは先ほども工賃倍増の話が出ましたけど、市役所の中に「わくわくショップU」というのを作りまして、授産品の販売を昨年からはじめさせてもらいました。あとは、先ほども時計、目の見えない人を時計の音声でバリアが取れるよってという話なんかもいただきましたが、その辺だけではなく、車いすとか全部含めました福祉機器の販売というか、仲介もやっております。

あとはやっぱり地域に戻ったコミュニケーションをやるということで、地域交流事業としまして、ノーマライゼーションフェスティバルもやらせてもらっています。ただそれらをやっていくうえでも、やはり障がい者団体だけですと、資金的な部分もございます。そういう援助の部分も収支に合うというか、金銭稼げるというような部分ではございませんので、やはり行政の援助なり民間企業とかの協力を仰がなくてはならないと思います。それから何といても、東京と違いまして、宇都宮や栃木県を見た場合に、やっぱり地域間格差は大きい部分がありますし、交通ひとつにしましても、移動手段が難しいとか、私たちの団体から見ればあるので、やっていただきたいなと思うところです。それと、どんなに不自由であっても何であっても、地域で暮らしたいとか、働きたいとか、社会に参加したいというのは、常々の切望ですので、ひとつ今、一所懸命やっています小川会長の方で、その辺も国の方から取りまとめて、それが地方に下りることを期待しまして、私の現状と課題とさせていただきます。ありがとうございました。

鈴木

どうもありがとうございました。なかなか合理的配慮はできないものですね。私も事務局をやりました、この準備会の段階でずいぶん、知らないことによって失敗をしていることを教えられました。付き合ってみるものだなと思いました。事務局やって、準備会の資料は点訳するために早めに準備する必要あるとか、ドアの開け方など、今まで知らなかったことを経験しました。こういうことに関心があってもその程度ですので、一般の人からしてみたらもっと、わからないだろうなと思いました。それを今実感しています。この TDF ができることで、今まで以上に身近に感じていますが、まだまだ失礼なことがありまして、今日も反省事項がたくさんあります。



4人の方々のそれぞれの立場で、ああ、やっぱりそうなのかとか、いろいろ皆さん、感じたところがあると思います。ここで、コメンテーターのお藤井さんと森さんに、今の発言に

ついてコメントいただければと思います。

藤井（コメンテーター、JDF 幹事会議長）

非常によいお話を聞かせていただきました。推進会議などに持ち帰るテーマが、いっぱいあったと思います。まず、自立支援法では「三障害」というのがしきりに使われましたね。まるで、セールスポイントのように三障害。やっぱり「三障害」ではなくて、「全障害」と、入れ替えないといけないですね。全障害。これはやはり一番の根本だと思います。

宮下さんもおっしゃっていたと思いますけど、玉木先生もおっしゃっていたのですが、2つの点で考えなくてははいけません。1つは、この谷間を、制度の谷間に置かれてた場合の問題をです。2つの点から考えるのです。1つは、やはり先輩障がい者が苦労してきた道を、また同じ苦労を例えば発達障がいの方々とか、難病とかに、それを味わわせるのかということとは、これは酷ですよ。酷な話。明らかにもうそれは皆さん、わかっているのです。それは絶対にしてはいけません。つまり障がい問題のテーマというのは、格差解消です。それは、障がいを持たない人間と、持った人間の格差解消なのだけでも、障がいの中に格差をつくってどうするのですか。そういう点でいうと、そういう不利益なことをやはり同じ道をまた歩ませてはいけないということですね。これは1つの面で、不利益があってははいけないということです。

もう一方の考え方、もう1つの視点なのですが、このことは先行した身体障がいとか知的障がいから見ても、実は不利益なのです。どういうことかということ、この国では、1つでも低いレベルを残してしまうと、これがいつしか最低基準化してしまうのです。つまり身体障がい者の皆さん、知的障がい者の皆さん、発達障がい、難病はあんなに厳しいのですよ。あなた方まだマシですよってということです。全体のレベルダウンにつながってしまうということなのです。これは決して、先行している障がいから見ても、良くないことなのです。だからそういう、それこそ虐げられた、あるいは不利益の多い障がいがあってははいけない点と、同時にこのことが最低基準化してしまっ、全体の足を引っ張るのだということ。このことをやはりきちんと押さえとく必要があるだろうと思います。

そのうえで、もう少し時間いただきますと、今度の権利条約をもう一度、先ほどの「障害者権利条約で社会を変えたい」という、福祉新聞のリーフレットをお手元に準備してください。この中の第17条を宮下さん、読んでいただけますか。

宮下

第17条。個人が健全であることの保護、すべての障害者はほかのものと平等にその心身が健全であることを尊重される権利を有する。

藤井

ごめんなさい。第16条はテーマどうなっていますか。

宮下

第16条は、搾取、暴力および虐待からの自由。

藤井

第 17 条、18 条もそうですか。第 18 条は、これはじゃあちょっとね、これ仮訳が間違っただっていうか、新しい訳ではもうちょっといい訳なのですが。つまり、個の状況を尊重しようって書いてあるのですよ。第 18 条はどう書いてありますか。

宮下

第 18 条は、移動の自由。

藤井

ああ、ごめんなさい。仮訳じゃないほうが、本当はよいのですが。今新しい公定訳の方は、個の、個々人の状態をそのまま尊重しましょうという、さっき宮下さんがおっしゃったように、みんな一緒にしていこうじゃなくて、みんな違って、みんないいという、金子みすゞじゃありませんけども。その違いを尊重しようってということが、17 条の眼目なのです。個人の状況をそのまま尊重しようということ。だから発達障害でも、もちろん難病でもそうなのですが。これを、ほかに合わせようではなくて、その状態像を尊重しようってことも、この 17 条の新しい訳でそう変わっているはず。そこをきちんとね、私は言いたかったのです。

このことは何も目新しい話ではなくて、話は飛躍しますが、金子みすゞって知っていますか。『みんなちがって、みんないい』っていう歌知っていますか。私が私の両手をひろげて、お空はちっとも飛べないが、あの、小鳥は地べたをはやくは走れない、私が体をゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴はわたしのようになくさん



の歌は知らないよ。鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。つまり、『みんなちがって、みんないい』というのは、これは昭和 5 年に作られた歌なのですが、日本古来こう続いている。だからやはり、その個人の違いうことを尊重する。つまり権利とか制度の共通性と同時に、支援においては限りなく個別性、この共通と個別と履き違えてね、共通だから全部一緒ではなくて、権利とか制度の仕組みの共通性は当然あります。

私は今話をうかがっていながら、できれば今日発足をした TDF で第一次意見への評価を加えて欲しい、これを初仕事と言ったのです。続いて、できれば、より困難な障がい分野を順番に、一度 TDF で、課題をみんなで共有し合うということをやったらどうかと思います。日身連などは、身体障害者福祉の専門家だと思っておりますが、あの身体障害者福祉法をつくれる過程で、こういう一言があります。これは 60 年前です。精神障害および、結核については、将来逐次、本法の推移を見て、これに包含する方針も取ることとした。つまり

精神障がいと結核はね、将来逐次これ入れるってことをいったん決めたのです。ところが、その 10 年後の知的障害者福祉法、当時の精神薄弱者福祉法、これによって分立が進んでしまった。つまり、チャンスはあったのです。だから、考えてみますと、これから、そういうチャンスを逃し続けた日本ですので、これからはそういった轍を踏むではいけない。今度の推進会議というのは、いろんなチャンスを逃してしまっただけでも、もう一度、そこをきちんと軌道修正してやっていこうということなので、そんな過去の失敗も考えながら、未来に向かっては、やはりそういうことを繰り返してはいけないってことも確認していく必要があると、こういうふうに思いました。

森（コメンテーター、JDF 政策委員長）

森でございますが、藤井さんの続きを言及させてもらいますと、実は私の捉え方もかもしれませんけれども、日本の障がい者行政というのは、やはり身体障がい者から出発したということで、それも、戦争傷病関係が随分と尾を引いていました。それと一般の整形外科的な障がい、機能障がいをもつ人を中心にした。だから、先ほどお話になった結核はだいたいののですが、結核の人たちは入れなかった。それと、知的障がいのところの精神ですね、そこも入れなかった。それが 42 年に結核と心臓が入りました。それ以降、だんだん内部障がい者入ってきたのです。それと同時に知的障がいも、昭和 35 年に入ってきました。それで、まだまだ新しい分野がどんどんできたということと同時に、障がいの考え方が変わってきたわけです。今まで整形外科的なところでよかったわけですが、内部障がい者が入ってくるということは、医療的なケアも入ってきます。そうすると、だんだん大腸だとか腎臓だとか入ってきましたが、やはり、多くのお金がかかるであろう内部障がい、難病の方々も入ってなかった。こういう問題があります。

私自身のことを言いますと、私は推進会議のところで言いましたけれども、代表としては身体障がい者の方の代表でございますが、自分の子どもが知的障がいございました。それで、ある時期までは、てんかんをだいたひもって、私の子どもがてんかん発作を起こすときは朝方が多かったですね。だんだん知的障がいが強くなってきました。しかし、反面、16 歳か 17 歳ごろで、ドクターに言われたことは、「森さん、お子さんが 15、6 歳以上になってきたならば、てんかんも治まりますよ。治まらないときは大変になりますよ」と言われました。実際問題、治まりました。しかし、知的障がいが遅れたということでもって、このいろいろの分野に関心を持ってきて、行政に入ってから、障がい関係やってきました。

しかし、障がい関係でも、身体障がい、知的障がいだけなのです。私は東京都でしたが、いわゆる精神障がいは、これ医療と非常に関係が強いということで、衛生局関係で対応していました。我々も組織的にそこに手を出せなかったということがあったのが 1 つと、先ほど出たと思いますけれども、ものずごい偏見が地域住民の中にあって、知的障がい施設を作るのですら、大反対があったということです。行政の立場からいえば、やはりひとつでも解決したい問題でございましたが、そのためにもやはり医療のケアも一緒になってしまうと大変だ

ということがあって、別々に整理してきました。

そのような面の自己反省もあって、辞めて以降、できるだけ精神障がいの方たちも、我々と同じように考えたいと思ったりもして、自立支援法のときにも、知的、精神障がい者の人たちが入ってくる、入りたいという話もあって、正直いいまして、身体障がい者の立場だったんですが、私たちも賛成したということもあります。このところに入ってこなければ、精神障がいの人たちは、10年も20年も遅れ、捨て去られて行ってしまいうだろうという危惧があったのです。そういう問題がひとつずつ解決してきて、今度は高次脳機能障がいも解決してきました。発達障がいもです。

そうするとやっぱり、難病ってというのが残っているわけです。難病ってというのはもっと悲惨な生活があると思っています。そういう面から、今日のお話なども聞いても、今後はやはり個別的に障がいを規定してはまずいなど、やはり包括的に障がいを規定すべきであるし、もし、手帳がないのであれば、手帳がなくても、サービスを受けられるようなシステムを考えていかなければいけない。ただし、今の手帳を変えとなると大変です。皆さんわかるかどうかわかりませんが、今の手帳は、良い悪い別にして、手帳の制度でいろいろなサービスが、国もついておりますし、都道府県もついている、市町村もついている、いろいろの段階でついていますので、そのことを考えながら整理していかなくてはならないかなと思います。今日、お話聞いて、それぞれの団体の問題が集約されているかなと思っております。ありがとうございました。

鈴木

どうもありがとうございました。会場の方でも発言したいかたがいいらっしゃるかもしれませんが、たった4つの障がいのパネリストといっても、身体はその幅が広い、ほかにも広いのですが、そういうこともありますので、パネリストの方から今のコメントに対して何かなければ、会場からご意見をおうかがいしたいと思います。今日、お配りしたもうひとつの冊子で黄色い表紙には、「みんな違ってみんな一緒」と書いてあります。そのタイトルと黒柳さんの顔だけでも見て、後で読んでおいてください。私が事前受付やっていたら、「私はこういう難病ですが、こういう難病の団体はあるのですか」とか、「こういう団体はあるのですか」という質問がありました。まだそういう方がこれだけの会場の人数でも結構いらっしゃるようです。悲しく残念な経験ですけど、よい経験をしたかなと思っています。それでは、会場からのご意見や質問をお願いします。お手を挙げてマイクが行ってから、発言していただきたいと思います。マイク係、よろしくお願いします。これから先の活動をもっと広げる意味でも、ぜひ皆さんのご意見を聞いていきたいと思っています。はい、真ん中の方、できればお名前と立場をお願いします。

古寺（会場発言者、栃木県精神障害者援護会「やしお会」理事）

栃木県精神障害者援護会「やしお会」の理事の古寺と申します。皆さん、パネリストの皆さん、大変参考になるご意見ありがとうございました。今、藤井先生からもお話がありまし

た、「三障がいではなくて、全障がい」ということをおっしゃった。私は大変に大事なことだと思います。これをぜひ、JDFでも取り上げて欲しいと思いますし、またTDFでも取り上げて欲しいと思います。そしてパネリストの宮下さんでしたかね、人がバリアフリー、そして人がバリアだと。本当に私はそう思います。というのは、精神関係にいまして、やはり偏見とか差別、大変強いわけで、本当は精神障がいの患者さんは、300万人を超えています。だけど家族がほんとに声を上げない、もうこれは本当に悲しいことですけど。そして、森先生がおっしゃった、知的障がい者の施設を作るときにその住民の反対があったということは、これはまさに人のバリアですね。人間がバリアをつくっているのだと。私は痛感いたします。この栃木のTDFを立ち上げるにつきましては、周りの地域住民のそのバリアを取り去るような、やっぱり活動をして欲しいと、私は強く願います。本当にありがとうございました。

鈴木

どうもありがとうございました。1993年に心身障害者対策基本法が障害者基本法になったときに、てんかんという立場だったせいかもしれないですけど、私は三障がいでやっていたら無理だからもっと障がい認めてくださいと、田中真紀子さんなどの議員さん達のところを回りました。そのとき課長補佐に会ったら、ひとつひとつ障がい挙げていたらきりが無いと言われて、議論のしようがありませんでした。そういう経験もあります。ですから、障がいとは何かというのは、もう1回この機会に考えて欲しい、それこそこれを逃したら、次どうなるかわからないのです。ぜひ、いろいろな立場で、ご意見を言っていただきたいと思います。こういっている間にどなたか、腹を決めて、はい、どうぞ。

玉木（一）（会場発言者、日本脊髄損傷者連合会長野支部）

僕は栃木県の者ではないのですけれども、今日は、同じ車いすの障がい者として、長野から参加させていただきました。玉木と申します。藤井先生の話聞いていて、やっぱり今日の一番の課題はやっぱり、障がい者はもっと自分の障がいじゃなくて、人の障がいのことももう少し関心持ってくれよっていう、あれがすごく印象に残った言葉なのですけれども、その意味で、障がい者制度推進会議の資料の一次答申というのか、一次案の31ページ開いていただけたでしょうか。



この中段のところね、さらに民事訴訟手続きにおいてはというくだりがあるところは、これは全脊連の大濱理事と社会事業大学の佐藤先生が奇しくも同じテーマで発言されていますけれども、これは、宮下さんのところに伝わっているのでしょうか。この事件は北海道の函館の北にある自閉症の障がい児入所施設のおしま学園のいちょう寮で生活をされていた、オジマカズキ君のご遺族が民事裁判を起こされた事件では、日本で初めてとっていい判決で

すが、障がい者の逸失利益を巡って争われた事件です。裁判にかけても障害者の逸失利益は今まで認められませんでした。オジマカズキ君のご遺族が勇気を持って裁判を起こされて、初めて裁判の判決の上で、600万円という逸失利益を勝ち取られた裁判です。今まで障がい者は死ねばそれだけだとされてきました。推進会議の2人の委員の全脊連の大濱さんと佐藤先生がこの事件について述べています。全脊連と自閉症はまったく関係ないと言われればそうだけれども、普通の交通事故では亡くなれば、慰謝料っていうのが相当額普通出るのが当たり前です。果たして、障がい当事者の方に伝わっているのだろうかという疑問が沸いてきたのです。宮下さん、その範囲内でおわかりになるようでしたらちょっとお答えいただけますでしょうか。

鈴木

他でも、知的障がいの重いお子さんをお持ちのお母さんが、交通事故に遭われたときに、お子さんの介護のため働けないということで、保障が低かったっていう話もあります。本人の問題とか、いろいろな問題でそこにあるのですね。宮下さんが答に迷っているので、コーディネーターとして紹介します。

宮下

ちょっと私、このことについて存じ上げなくて、本当に申し訳ないです。発達障害に関してはどちらかというと、加害者になってしまうというか、今そういう形で社会的に問題になっていることがありまして、そういう部分ではちょっとアンテナを張っているんですけども、この場合は亡くなられた方が、発達障がいっていうか、自閉症の方で、要するに障がい者の人が亡くなっても、その人としてのその価値を低く見て、そしてその普通であれば亡くなったときにそういう賠償金というか、そういうのをいただけるのにそれが少なかったっていうことですね。

そういうことに対して、今、確かにいろいろな生命保険とか、そういうのに入れないとかっていうふうなものも、私も、子どもの障がいがわかって、そしてそういう保険云々というときに、入れないという話を先輩お母さんたちから聞いて、えっ、そうなのかと思いつつながら、でもなんかそれに対して正直あんまり疑問を思っていなかった自分があったのですけれども、今、改めてそういうお話を聞いて、ほんとにそういう意味で、人間の価値がある、ないっていうことを、決められているのだなあと、非常な差別だっていうふうな、改めて思いました。

鈴木

何か他にありますか。よろしいですか。栃木県でこれだけ集まったのは今日が最初ですから、遠慮なくお願いしたいと思います。藤井さんから宿題を仰せつかりましたけれども、白丸の部分についてきちんと意見を出していただけるとよいのですが。後の方でだいぶ手が挙がりました。一番後の方、その次、西さんに回します。

蓮實（会場発言者、栃木県視覚障害者福祉協会理事）

私は、栃身協の会員で大田原身体障害者福祉協会の会員でもある蓮實と申します。私が感じていることは、やはり藤井さんが言ったように、全障がいとか、そういうふうなことはものすごく感じるのですが、みんないろいろな障がいのことをわかって欲しいのです。現実、今の政策制度に関して、たとえば、各市町村で自立支援協議会ってものがつくられています、この中に、障がい者として入っているのは、身体障害者福祉会の会長さんだけであって、他の障がい者の方とかは入ってないのです。例えば、親の会とか施設の方々がいます。ですからぜひ、そういったこともついでに改善して欲しいと思います。まちづくりにおいても同じです。道路の作り方1本、視力障がい者に間違った作り方されれば、視力障がい者は交通事故で亡くなります。フラットにすればいいというだけではなく、ぜひ、そういったことにも配慮したまちづくりの提案、提言をそういった会議に幹部の方で出席している人たちは、率先して、やっていただきたいと思います。これは国道でも、県道でも、市道、市町村道でも、同じことです。ぜひそういった整理のしかたを図っていただきたいというのがひとつあります。よろしくお願いします。

鈴木

今のことに関連して何かございますか。私はこの活動に関わって、ちょっとした一言で抗議を受けたとか、いろいろ経験がございます。それぞれの障がいを知らないが故でしょうが。

西（会場発言者、日本心臓ペースメーカー友の会栃木県支部）

心臓ペースメーカー友の会の西と申します。私たちの会は、まだできてちょうど1年です。会員も30数名で、全国的にも26番目にできた県支部で、会員が一番少ない。そういう状況の中で、私も3年前にペースメーカーを埋め込みましたが、その前に約5、6年の間、原因不明でいろいろな病院かかっていました。どういうことかという、車を運転して、急に意識を失うのです。気がついたら、目の前で車がいて、急ブレーキを踏んだということが何回もあります。多いときで1日5回くらいあった。いろいろな病院で心電図を取ってもわからなかったのですが、それが偶然なことから、24時間心電図を取って、初めて5秒間、心臓が止まっていたということがわかりまして、壬生町の獨協医大病院で埋め込み手術をしました。ところが手術をした直後から、左胸がチクチク、チクチク、痛み出しました。

何回もお医者さんに訴えても、何でもないと、それは関係ないよ、ペースメーカーには関係ないよと、いう返事なのです。そのうちだんだん痛みが激しくなってきた、あるとき東京で山手線に乗ってましたら、目の前で3人ぐらいの女性が携帯電話でメールをやっていました。そうするともう、左胸がもう突き刺さるように痛いのです。それで、優先席に逃げ込んだら、治まってきた。そのうち、また、優先席でも始める人がいて、そういうことを何回も経験しています。

そういうことから、あるとき偶然、東京の勉強会で知り合ったのが、北海道の人で、ペースメーカーとはまったく関係ないのですが、いわゆる電磁波過敏症の方です。電磁波過敏症というのは、公に認められてないそうです。国が全然認めないから、市町村役場も認めない。

ところが、電磁波過敏症で苦しんでいる人が随分いる。私もその人たちの話を聞くと、やっぱり過敏症なのかなと思います。

今も現にこの中に、だいたい4, 5人の人が携帯電話のスイッチを入れているような、さっきから心臓がチクチクする。もう耳はずっと鳴りっぱなしです。そういうふうを感じる。ところがなかなか世間の人にはわかってもらえないのです。宇都宮でも心臓ペースメーカーに関係ない人で、電磁波で苦しんでいる人がかなりたくさんいらっしゃる。ところが残念ながら、栃木県内には、診察をできる医者が一人もいないのです。隣の前橋に1人いらっしゃる。あとは東京の杏林大学です。この前も前橋のその先生が来て、宇都宮で講演会やりました。そこにはかなり、電磁波過敏症の方が集まっていました。

ですから、これからの問題だろうと思います。せめて公の場では、携帯電話の電源を切ってもらおうとか、今日は衆議院議員の玉木先生もおいででございますので、電車の中では電源を切るような、法律を作ってもらえれば非常に助かるなど。そうすると、電磁波過敏症の人でも家に閉じこもっていないで、外出ができるようになると思います。どうぞこの際ですので、皆さんに知ってもらいたいと思って、発言させていただきました。よろしくお願いします。

鈴木

その段階で西さんから聞いたのは最近です。普通、電波障害は20センチくらいと聞いていましたから、そうなのかと思っていました。今日の話聞いてよくわかりました。

安達（会場発言者、栃木県精神障害者援護会「やしお会」会長）

栃木県精神障害者援護会の会長をしております安達でございます。私どもの会員が、今260名ぐらい。これには当事者は入っておりません。まったく家族だけの会なのです。今日の話聞いていまして、当事者に対する支援というのは、そこそこ進んでいるなあという気はするのですが、家族に対しての支援というのはこれからどうなるのだろうと。私どもではなくて、今日、お集まりの障がい者の中に、もし家族会がありましたら、私どもだけではなくて、家族会としての横の連絡を取りながら、いろんな問題に取り組んでいきたいと思っています。

特に、宮下さんの話によりますと、非常に家族も苦労しているわけです。皆さん、どなたも苦労はしていると思うのですが、特に精神的な問題になってきますと、今日はいいいけど、明日またころっと、患者さんというか、当事者が変わってしまうのですね。そのときの対応、あるいは夜寝らなくなって、ずうっと朝まで一緒に過ごすような時間もありますので、こちら辺を考えてもらい、もうちょっと家族に対しての支援も何かあって欲しい。これからどうなっていくかわかりませんが、何か欲しいなっていう気がします。そんなところを今思いついた感想でございます。

鈴木

どうもありがとうございました。障がい者の差別といいますが、障がいを理由とするというと、特に精神障がいの場合、元 だったというだけで、病院に通院していただけたら、

家族に結婚ができないとか、これはてんかんでもありますけど。「障がいを理由に差別」というのは、取りようによっては幅広くもなるし、本人だけの問題ではないというので、その辺もこれから考えていくひとつのテーマかなと、私は感じています。パネリストの方も1回だけの発言ではなく、2回目の発言もどうぞ。

玉木（朝）

ただいまの家族の関係なのですけど、難病団体でも、心臓病を守るお子さんたちの親御さんたちの会があります。当事者の会と家族の会の大きな違いといいますのは、当事者の会というのは、ある程度のところで諦めがはやい部分があるのです。自分たちのこと、自分たちが病気だということと、それから、自分のことだから、自分が諦めればいいみたいなのが、どうしてもやはり、自分が病気をもってきて、本当につらくなってしまうと諦めてしまう部分があります。でも親御さんたちは違います。本当に強いです。それは今日お話をうかがっていても、すごく理解できる部分なのです。

ですから、ご家族がどうして欲しいかという部分は、たとえば疾病ごととか、それから障がいごとというのは、その部分でわかるのです。ですからそれに対して、どういう制度を作って欲しいとか、どういう医療関係のものを与えて欲しいとか、というのはわかるのですが、どうしてもやはりご家族の悩みというのは、横の連絡を取って、それで、自分たちがどうして欲しいかというのを、まず声を上げること。それが一番大事ではないかと思います。

ご本人たちがお声を上げられて、それから、一番やはり大切なのは、心のケアではないかと、私自身も16歳で発病したときに、5年生存率が5割と言われて、親が本当に苦労しながら、ここまで命を長らえさせてくれました。生活そのものを守ってくれました。どれだけ親が苦労したかというのは、この年になって本当にしみじみわかる立場にいますけど。やはり先ほど藤井先生が言われたように、みんなが同じ苦労をすることはないと思います。

どこかで、みんなで声を上げて、その苦労を断ち切る、今度は努力をするのには、例えばこの今日のフォーラムの結成というのは、そういう意味で一番大事なことかと思しますので、ぜひ、そうしていただきたいし、また、そうすべきだと思っています。

鈴木

どうもありがとうございました。これ、本当によいご意見をいただきました。といっても我々みんなでするので、いただくじゃなく、そっちも考えて、私も考えることです。時間をいくら延ばしても、たぶんどんどん意見が出てくると思います。この会場の中には、長時間に耐えられない方もいらっしゃいます。ですから延ばせません。それでは最後に、栃木で聞いた話で、どうお感じになったかっていうことで、最後のまとめというところをお二人のコメントの方にご意見をうかがいたいと思いますので、よろしくお願いします。

森

森でございますが、2点だけお話ししたいと思います。1点は今日のお話のことにつきましては、大変参考になっておりますし、私自身も考えていることが、だいぶ今日はお話で聞き

ました。2番目、最後の質問でございましたが、いうならば、家族依存の問題です。日本の家族依存のシステムはやはりそろそろ限界がきておるだろうと思っております。私は、行政にいたときに考えたことは2つあったのですが、1つはやはり、障がい児を支える障がい者を支える、家族が障がいになってしまったり、つぶれてしまうと、大変困るから、行政的にも絶対配慮すべきだと。ご案内と思いますが、休養ホームなんていう制度なんかはこれもそうです。それともう1つ。障がい者を支援している職員が障がい者になっては困る。こういうことであつたら障がい者の仕事はできないと、というような2点ありました。これも含めて、家族依存ということの問題だと思っております。扶養義務の問題もありますが、その2点だけを、今日のお話とさせていただきます。ありがとうございました。

藤井

先ほど、宮下さんがおっしゃったこと、番最新の国の公定訳にありますものを、ちょっと、内容読んでもらいます。

岡部（きょうされん）

第17条、個人をそのままの状態を保護すること。すべての障がい者は他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態を尊重される権利を有する。

藤井

宮下さん、その状態ということなので、ぜひ、大事な新しいバージョンをまた活用してください。

それで、今日の話で、今日ぱっと頭に浮かんだのは、芥川龍之介の「蜘蛛の糸」がありますね。つまり、俺が先に上がるのだ、俺が先に上がるのだったっていったら、ぷつんと切れて、みんな落っこっちゃったという。つまり、あの糸を太くして行って、そして、みんなで上がって行くというふうな、俺が俺がっていうことは、やはりそれはだめなのだというあたりを、そんなイメージを重ねて聞いていました。考える力というのは、その他の立場に立って考えること、これが一番すばらしい考える力の源らしいのです。だから、他人の立場に立つ力というのはね、ぜひ、それを考えて欲しいと思います。

それから電磁波過敏症のお話も、まったくそのとおりですね。かつて心身障害者対策基本法というのは、9つの障がいと並んでいました、ずらっと。しかし、いくら並べても谷間ができてしまうのです。並べれば、並べるほど。自閉症、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、ユニークフェイス、どんなに並べても、また出てきます。ですから、そういうのを制限列挙方式、列挙した結果、制限されますので、また谷間が生まれる。だからどうしても制限列挙、個別には挙げてみてもきりがありません。さっきの権利条約も、様々な障壁との相互作用ということが大事であって、もう個別に挙げないと。もう包括的に行くのだということを考えることが一番の基本だろうというふうに思います。

最後に、同じくその家族支援に関しては、今、森さんおっしゃったように、1つは、今残っている家族負担、保護者否定、撤廃、あるいは、扶養義務の範囲の縮小、民法第877条で

は、生涯親と子は扶養の義務を負い合うってあるのです。これが家族負担の源なのです。明治 31 年にできあがったこの家族制度も変えていくのだったということ。もう一点はイギリスがつくったように、家族支援法です。今あるおかしい法律を直していくという問題と、新しく家族の支援をどう立法化するか。こういう点で取り組んでいくし、推進会議もこの辺はまだ穴が開いていますので、ぜひ今日持ち帰るし、TDF からそういう注文をたくさんつけて欲しいと、こんなことを感じました。どうもありがとうございました。（会場拍手）

鈴木

それでは時間も参りまして、お二人のコメンテーターの話でまとめとさせていただきます。閉会のあいさつをどうしましょうか。村上さんそちらですね。パネリストではなくて、TDF の副代表ということで、麦倉さんに閉会のあいさつをお願いします。

麦倉（TDF 副代表、栃木県身体障害者福祉連合会副会長）

それでは、ご指名ですので。本当に本日は長時間に渡りまして、朝の総会から今のパネルディスカッションまで、ご協力ありがとうございました。以上を持ちまして閉会といたします。（会場拍手）

司会

最後にパネリストの方に拍手を忘れていました。（会場拍手）4 人のパネリストの方々、ありがとうございました。それではこれで閉会といたします、気をつけてお帰りください。これからも、TDF の集まりなどでいろいろと意見を出していただければと思います。よろしくをお願いします。

